No.40(2021)

中国支部報



岡山市：岡山城（烏城）

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会中国支部

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

倫　理　綱　領

一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、公共事業の有する意義並びに地域社会及び個人に及ぼす影響の重要性に鑑み、会員がその専門的知識と経験を活用して、諸権利の調整並びに補償の適正な実現に資し、もって公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与することが補償コンサルタントとしての使命であり、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、ここに会員の総意に基づいて倫理綱領を定め、会員がこれを遵守して、良心に従い誠実に職務を遂行することを誓うものである。

１．資質の向上と品位の保持

会員は、社会の進展と複雑多様化する補償業務に対処するため、常に知識技能を研鑽し、専門職業家としての資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

２．公 正 の 維 持

会員は、補償コンサルタントの公共性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

３．守　秘　義　務

会員は、業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りでない。

４．不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

５．相　互　協　力

会員は、業務の遂行にあたり、必要のあるときは、会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるように努めなければならない。

６．法律等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、本会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接であると間接であるとを問わず、自己又は他の会員若しくは協会の名誉又は信用を傷付けるような行為をしてはならない。

（第４回通常総会決議）

『晴れの国おかやま』の光景





岡山県は、『晴れの国おかやま』といわれていますが、その由来は「晴れの日が多い」「温暖な気候で災害が少ない」「美味しいものが多い」「自然がいっぱいある」からだそうです。

岡山城を囲む旭川で、のんびりとボートに揺られてみるのも良いですね。倉敷地域の丘陵では、春先に桃の花が咲き乱れ、斜面がピンク色に染まる時期があります。

そんなのどかな風景が平成３０年７月の西日本豪雨では河川の氾濫により状況が一変し、甚大な被害を出しました。

ここ倉敷市真備町では、高梁川の支川小田川などの堤防が決壊し、町の４分の１に当たる 1,200ha が浸水しました。

現在復興の途中ですが、改めて心よりお見舞い申し上げます。





写真は、被災直後に養護支援学校を中心に撮ったドローンによる空中写真です。
川や道路が何処なのか分からない状況の中で、井原鉄道の高架が、左上に遠く見渡せることが災害の規模を如実に物語っています。

岡山県部会　難　波　龍　也
〈株式会社　なんば技研〉

目　次

巻頭言

「令和３年度のはじまりにあたって」
中国地方整備局　用地部長　樫　村　宗　宏 1

「令和３年度に向かって」
鳥取県県土整備部　次　長　山　本　雅　美 2

「令和３年度に向かって」
島根県土木部　用地対策課長　八　川　　守 3

「令和３年度 支部長挨拶」
（一社）日本補償コンサルタント協会
中国支部長　岸　本　　浩 4

総会報告 5

事業報告 10

意見交換会 18

寄　　稿　「コロナが仕事の仕方を変える？」
中国地方整備局 前・用地調査官　平　　一　典 57

随　想

「イカ釣り！」
復建調査設計株式会社　中　矢　　崇 62

「判断と決断力」
株式会社栗林設計　増　野　広　道 64

◆補償業務管理士試験合格体験談
シンワ技研コンサルタント株式会社　小　椋　美　穂 65
復建調査設計株式会社　溝　渕　崇　史 66

会員の動向 67

支部だより 71



令和３年度の始まりにあたって

国土交通省中国地方整備局
用地部長　樫 村　宗 宏

令和３年度のはじまりにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の皆様におかれましては、平素より補償に関する調査・研究、補償コンサルタント業務に従事される方々の資質の向上等に真摯に取り組んでおられることに敬意を表すとともに、公共用地の取得業務について多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和３年度国土交通省関係予算においては、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」を３本柱として、令和２年度第３次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図ることとしております。

とりわけ、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害等に屈しない、強靭な国土づくりが欠かせません。このため、大規模自然災害等からの復旧・復興等を着実に進めるとともに、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を計画的に進め、流域全体で行う「流域治水」の推進、将来を見据えた戦略的なインフラ老朽化対策、サプライチェーン等を強化する交通ネットワーク整備等に取り組み、防災・減災が主流となる安全・安心な社会の構築を図ります。

中国地方整備局におきまして、河川関係では、令和２年７月豪雨など、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対し、堤防整備、ダム再生などの水災害対策をより一層加速してまいります。

道路関係では、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を図るため、大きなストック効果の発現が見込まれる道路整備に重点投資するなど、計画的な事業実施に引き続き取り組んでまいります。

新型コロナウィルスの感染拡大は、新年度となっても止むことはなく社会に様々な影響をもたらしており、終息までの道のりが未だ見通せない状況です。そのような中でも、国土交通省の政策目標でもある安全・安心な社会を構築するためには、計画的かつ円滑に用地取得業務を遂行しなければなりません。

また、所有者不明土地問題の解消を目指し、施行より３年を迎える「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の更なる利活用の促進を図るため、「中国地区所有者不明土地等連携協議会」を通した制度の周知等が必要と考えております。
そのためにも、多くの知識、技術力を有する補償業務の専門家である補償コンサルタントの皆さまのお力添えは欠かせないものと考えております。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会におかれましては、用地補償に関する研修会を積極的に開催されるなど、用地補償全般にわたる総合的な知識を有する優秀な人材の育成に取り組まれており、今後とも皆様方のご協力をいただきながら社会資本の整備を進めてまいりたいと思います。引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、日本補償コンサルタント協会中国支部の益々のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



令和３年度に向かって

鳥取県県土整備部
次長兼県土総務課長　山本　雅美

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様におかれましては、平素より鳥取県の公共事業の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、日本でも国民生活、社会経済活動などに大きな影響を及ぼす日々が続いています。一方、令和２年７月豪雨災害や令和元年度台風 15 号、19 号など、全国的に甚大な被害をもたらした自然災害が、近年、頻発化する傾向にあり、今までにない危機管理への対応が重要になっています。

こうした中、本県では、災害時に緊急輸送道路などとして機能する高速道路ネットワークの整備促進を重要施策の一つと位置付け、インフラ整備を進めています。中でも山陰道や山陰近畿自動車道の整備、米子自動車などの４車線化は、防災・減災、国土強靭化に加え、広域観光周遊や企業誘致など大きな期待が寄せられており、より良い社会環境を形成するための道路整備として積極的に取り組んでいます。

また、近年頻発する水害に備えるために、「平成３０年７月豪雨を教訓とした安全避難対策のあり方研究会」と令和元年度の「水防対策検討会」での提言を踏まえた、堤防強化対策やバックウォーター対策、ダム放流に関する安全避難対策など、様々な取り組みを実施しています。

こうした社会資本整備を推進するためには、用地の取得が重要かつ不可欠です。今日の補償業務は、地権者からの多種多様な要望や情報公開請求などに対する法令順守と説明責任が必要とされ、さらに、事業効果の早期発現のためにスピード感が求められるなど、用地業務はこれまでにも増して複雑になっています。さらに、用地職員の定年退職や定数削減などの影響により、知識や経験則の伝承や人材の育成が大きな課題となっています。

このような状況の中、貴協会がこれまで蓄積された高度な専門的知識や豊富な経験は、補償業務の推進にますます欠かすことができないものとなっています。また、貴協会との意見交換や連携は、用地職員の育成にとっても、非常に重要であると考えています。

今後とも、公共事業の円滑な推進を図っていくため、貴協会の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げるとともに、今後の益々の御活躍を心よりお祈り申し上げます。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症が一日も早く終息し、四季折々の美しい風景に加え、鳥取和牛や松葉がに、二十世紀梨など世界に誇るブランド食材が多数楽しめる本県へ皆様に安心してお越しいただける日がくることを心より願い、巻頭の御挨拶とさせていただきます。



令和３年度に向かって

島根県土木部
用地対策課長　八 川　　守

一般社団法人日本補償コンサルト協会中国支部及び会員の皆様におかれましては、平素から、島根県の公共事業の推進につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、社会経済や日常生活、働き方に大きな変化がありました。政府から緊急事態宣言が発せられ、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など、国民にとっても想像を超えたコロナ禍の一年でありました。

また、甚大な被害をもたらす自然災害が毎年のように全国各地で発生し、県内においても令和２年７月豪雨で平成３０年７月に続き、江の川流域で浸水等甚大な被害に見舞われ、今も復旧に全力を挙げているところです。

令和３年度が新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、戦後最悪の自然災害となった東日本大震災から１０年が経過し、私たちの安全・安心な暮らしが実現できる社会のスタートとなることを願っています。

このような中、国の令和３年度公共事業予算を見ますと、令和２年度第３次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図るものとなっております。

本県では、島根創生計画（R2～R6）に掲げた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、将来を見据えた成果目標を定め、限られた財源の中で取り組むべき事業を精査し、計画的な事業の実施に努めてまいります。

また、令和３年度は「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の初年度にあたり、令和２年度２月補正予算を措置して着実に対策を進めます。土木部では「人口減少に打ち勝つための総合戦略」の主な事業として、①高速道路網の整備の推進　②空港・港湾の維持・整備の推進　③災害に強い県土づくりの推進　④公共土木施設の長寿命化の推進等　⑤「直轄関連事業」「ダム事業」「災害関連事業」等所要額事業の推進　⑥緊急性や事業効果の早期発現、各圏域への影響を考慮した箇所付けを実施してまいります。

用地取得事務の最近の状況は、住民の権利意識の高揚と価値観の多様化、所有者不明土地の増加等により様々な困難な問題が生じています。さらに、公共事業費の削減やハード整備から維持管理（長寿命化）へ予算がシフトされるなどにより、用地経験の豊富な職員が減少してきており、知識や経験則の伝承や育成が大きな課題となっていることから、昨年度、職員のスキルアップのため、研修や講習会とは別に、貴協会員様と県職員との実務者レベルでの意見交換会の開催にご協力をいただき改めて感謝申し上げます。

こうしたことから、日本補償コンサルタント協会員の高度かつ専門的な知識や豊富な経験に期待するところは極めて大きく、円滑な公共用地の取得のため貴会は必要不可欠な存在であり、今後とも、公共事業の推進のために一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様の、益々のご発展とご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。



令和３年度　支部長挨拶

（一社）日本補償コンサルタント協会
中国支部長　　岸 本　　浩

令和３年度中国支部報の発行にあたり一言御挨拶を申し上げます。

中国地区用地対策連絡会並びに起業者の皆様には平素より当支部及び会員に対し格別のご指導、ご鞭撻を賜っており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

はじめに、昨年来、全世界に新型コロナウィルスの感染が爆発的に広がり、日本国内においても三度の緊急事態宣言が出されたため、三大都市圏は言うに及ばず、国民全体の生活に大きな影響が及んでいます。この状況がいつ終息するのか見通しは困難ですが、２月中旬からはワクチンの接種が始まり、アフター・コロナの展望も出始めてきました。

そんな中でも自然災害は容赦なく発生します。平成３０年７月の西日本豪雨災害をはじめ、昨年７月の江の川流域の浸水被害など全国で起きている自然災害の復旧・復興等に対しては、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会と連携しながら支援等を行っており、各起業者から協会・会員への信頼や期待は益々高まっているところです。

一方政府は、２１年度から２５年度までを「防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策」年度と位置付ける閣議決定をし、インフラ老朽化対策、高規格道路のミッシングリンクの改善、流域治水の推進などを盛り込んだ事業が始動するため、用地補償業務の事業量が増大することへの期待も高まるところです。

しかし中国地方においては、新規の事業が少ないため引き続き補償コンサルタント業をとり巻く環境改善の取組みが必要と考えます。

その一方で、「ＤＸ推進」による業務の改革やより一層の効率化が求められる中で、各起業者から専門的知識と経験を有する我々補償コンサルタント協会に寄せられる信頼や期待に応えるべく、さらに高度な専門知識の習得に励み、多種多様な業務内容にも対応できる補償技術者の育成と若い担い手の確保のため、支部・県部会が一体となって、以下の事業を実施してまいります。

第１に、自己研鑽の活動を通じて、必要な技術力と資質の維持・向上を図る補償コンサルタントＣＰＤの目的に沿った研修、講習会や研究会を実施するとともに、補償業務の中にも新技術の導入を検討するなど、研鑽に努めてまいります。

第２に、次世代の担い手確保と育成のためにも、職場環境の向上と改善は喫緊の課題であり、各起業者との意見交換の場を通じて入札制度や歩掛の改訂、適正工期の設定をはじめとする諸課題等に対して要望してまいります。

第３に、基準や要領の改訂をはじめ、補償金算定標準書ＤＶＤ版や補償業務に関連する最新の情報をいち早く入手し、ホームページの積極的活用をはかるなどして会員へ周知してまいります。そのことにより、発注者の求める業務成果の品質向上にも資するものと考えます。

第４に、補償コンサルタント業務の現場から得られるノウハウの蓄積から調査・研究を行い、国交省をはじめとする各起業者様へ成果や資料を提言してまいりたいと思います。また土地収用法の知識や補償業務の実績を通じ、中国地区所有者不明土地等連携協議会へも積極的に参加し、問題解決に貢献していきたいと思います。

補償コンサルタントに求められる期待に応えるためにも、協会を挙げて取組んで参りますので関係機関や会員の皆様には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

地域とともに

50th

おかげさまで50周年

人と地球と環境と…。

株式会社 広洋コンサルタント

代表取締役　　岸　本　　浩

本　社　/　〒683-0006　米子市車尾3丁目1番46号

TEL　（0859）22-5501　㈹

FAX　（0859）32-2905

URL ： http://koyo-ct.co.jp/

広島支社　/　〒732-0029　広島市東区福田2丁目4221

TEL　（082）883-0410　㈹

FAX　（082）883-0411

島根支社/岡山支店/山口支店/鳥取営業所/境港営業所

未来へ引き継ぐ
優しい環境づくり

建設コンサルタント
アサヒコンサルタント株式会社

代表取締役社長　澤　克生

補償コンサルタント業
登録部門
土地調査/土地評価/物件/機械工作物/営業・特殊補償/事業損失/補償関連

〔本 社〕鳥取県鳥取市千代水４丁目２８番地
TEL : 0857-28-5191　URL : http://www.asahic.co.jp/

〔支 社〕倉吉支社/米子支社/兵庫支社/豊岡支社

〔営業所〕境港営業所/神戸営業所/京都営業所

建設に関する総合コンサルタント

□補償コンサルタント業
土地調査・物件・機械工作物・事業損失・
営業補償及び特殊補償・補償関連・総合補償

□建築設計・監理 □建設コンサルタント業　□測量業
□地質調査業　□施工管理　□建設業（とび土工・さく井）

株式会社 古川コンサルタント

本　社　〒693-0021　島根県出雲市塩冶町1612番地1
TEL(0853)21-5131　FAX（0853)21-5154

支　店　広島・山口・岡山・鳥取・西部（島根）
営業所　雲南・川本・益田・大田・安来・福山

第４４回支部通常総会報告

令和３年５月１８(火)１４時からメルパルク広島において、中国支部第４４回通常総会が開催されました。

本年度も、新型コロナウィルス感染拡大の影響で行政機関や協会本部からのご来賓臨席を自粛し、コンパクトに実施しました。

議長には、(株)新東コンサルタントの岩本猛様を選任し、令和２年度の事業報告、決算報告の審議を経て、令和３年度の事業計画、予算の報告を行ない、全ての議案を承認の上、議事を無事終了しました。



《 会長挨拶を代読する司会の高野幹事 》



《 岩本議長による総会進行 》

支 部 長 挨 拶



中国支部第４４回　通常総会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は大変な状況の中で、本総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、昨年からの新型コロナウィルスの感染が爆発的に広がったこともあり、この総会に関しても本来なら、本部会長や国・県からのご来賓への案内も自粛させて頂いていますことを、まずはご承知おき頂きたいと思います。

さて、日本国内においても三度の緊急事態宣言が発出されましが、中国地方では岡山、広島の両県が追加で対象になりました。

この状況がいつ終息するのか見当がつきませんが、２月中旬からはワクチンの接種が始まり、アフター・コロナの展望も少しずつですが、出始めてきました。現在、山口・島根・広島に於きまして平和の聖火が夢を運んでいる状況でもあります。希望としまして東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを望んでいますし、同時に一日も早く通常の生活に戻り支部活動が出来ますことを心から願っているところであります。

しかし、新型コロナウィルス感染の中でも自然災害は容赦なく発生します。現に３週間も早く梅雨入りをし、昨日も熊本で災害が発生しました。梅雨明けが例年どおりなら長い梅雨になると思います。

記憶も新しいところですが、平成３０年７月の西日本豪雨災害をはじめ、昨年７月の江の川流域の浸水被害など全国で起きている自然災害の復旧・復興等に対しては、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会と連携しながら支援等を行っており、その活動に対して各起業者から協会・会員への信頼や期待は益々高まっているところです。

一方政府は、２０２１年度から２５年度までを「防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策」年度と位置付ける閣議決定をし、インフラ老朽化対策、高規格道路のミッシングリンクの改善、流域治水の推進などを盛り込んだ事業が始動するため、用地補償業務の事業量が増大することへの期待も高まるところです。

しかし中国地方においては、新規の事業が少ないため引き続き補償コンサルタント業をとり巻く環境改善の取組みが必要と考えます。

その一方で、「ＤＸ推進」による業務の改革により一層の効率化が求められる中で、各起業者から専門的知識と経験を有する我々補償コンサルタント協会に寄せられる信頼や期待に応えるべく、さらに高度な専門知識の習得に励み、多種多様な業務内容にも対応できる補償技術者の育成と若い担い手の確保のため、支部・県部会が一体となって、以下の事業を実施してまいりたいと思います。

第１に、自己研鑽の活動を通じて、必要な技術力と資質の維持・向上を図る補償コンサルタントＣＰＤの目的に沿った研修、講習会や研究会を実施するとともに、補償業務の中にも新技術の導入を検討するなど、研鑽に努めてまいりたいと思います。

第２に、次世代の担い手確保と育成のためにも、職場環境の向上と改善は喫緊の課題であり、各起業者との意見交換の場を通じて入札制度や歩掛の改訂、適正工期の設定をはじめとする諸課題等に対して要望してまいります。

第３に、基準や要領の改訂をはじめ、補償金算定標準書ＤＶＤ版や補償業務に関連する最新の情報をいち早く入手し、ホームページの積極的活用をはかるなど会員へ周知してまいります。そのことにより、発注者の求める業務成果の品質向上にも資するものと考えます。

第４に、補償コンサルタント業務の現場から得られるノウハウの蓄積から調査・研究を行い、国土交通省をはじめとする各起業者様へ成果や資料を提言してまいりたいと思います。また土地収用法の知識や補償業務の実績を通じ、中国地区所有者不明土地等連携協議会へも積極的に参加し、問題解決に貢献していきたいと思います。

協会としては色々な課題が山積しているところですが、うれしいニュースもあります。昨年から新しい会員が増えました。

この後、ご紹介させて頂く予定でしたが、この状況下で急遽欠席されることになりました。この２社を紹介させて頂きます。

岡山市中区にあります、株式会社せとうち設計　様

鳥取県倉吉市にあります、鵬技術コンサルタント株式会社　様

です。またお会いする機会がありましたら皆様、是非よろしくお願いします。

いずれにしても、補償コンサルタントに求められる期待に応えるためにも、協会を挙げて、一致団結して取組んで参りますので関係機関や会員の皆様には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

いささか簡単ではありますが、総会開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

令和３年５月１８日

（一社）日本補償コンサルタント協会

中国支部長　　岸　本　　浩



ご 挨 拶

中国支部の第４４回通常総会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、昨年来、世界中がコロナ禍にあり、我が国においても政府を始め各行政機関、様々な民間事業者等において感染防止対策が講じられているところであり、当協会の各種会合についても感染防止対策を講じてできるだけ参加人員を絞っての開催を余儀なくされておりますこと、まずはご理解を賜りたく存じます。

さて、昨年もまた、令和２年７月豪雨など、これまでの予想を遙かに超えた大きな災害に見舞われました。こうした災害に当たって会員の皆様が国土交通省との災害協定に基づく災害応急対策事業においてご活躍されていることは、補償コンサルタントの存在意義を存分に示すものであると考えております。会員の皆様のご努力に敬意を表するとともに、復興　支援協会と連携して実施する復興支援業務につきまして、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、今年度の国土交通省の公共事業関係費は、５兆２５８７億円、令和２年度第３次補正予算を含めると７兆１９２９億円となっており、前年度比１．３７倍となっています。
また、「防災・減災、国土強靭化のための五カ年加速化対策」が令和２年１２月閣議決定され、令和３年度から令和７年度までの五カ年に追加的に必要となる事業規模は、政府全体で概ね１５兆円程度を目途とされており、重点的かつ集中的に対策を講ずることとされました。補償コンサルタント業界のよりどころとなっている用地補償関係も一定の事業量が見込めるのではないかと期待しています。

次に、所有者不明土地対策についてでありますが、国土交通省が地方公共団体への支援策として地方毎に設置しております所有者不明土地連携協議会では、引き続き、様々な活動がなされており、当協会の各支部においても協力団体の一員として、講習会への講師派遣など、具体的な貢献に努めているところです。かねてから申し上げておりますが、この対策は、土地収用法のノウハウを有し、補償実務の専門知識を有する補償コンサルタントに適した分野であると思います。
協会と致しましては、今後も、基礎自治体である市町村をはじめ、地方公共団体の様々な事業に関して、より一層の業務拡大を図っていくことが重要と考えております。さらに、所有者不明土地対策に関連して、相続や住所変更時の登記の義務付けなどを含む「民法等の一部を改正する法律」や「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が今国会で可決・成立しました。
また、これらの動きを踏まえて、改正土地基本法に基づき昨年５月に閣議決定された「土地基本方針」が改定されることとなっています。

このように所有者不明土地対策に係る情勢は大きく進展しておりますので、今後とも情報収集に努め、皆様にいち早くお伝えして参ります。

このような様々な変化に対応していくためには、なんと言いましても技術力をより一層磨いていくことが肝要であり、不断の研鑽によりその向上を図ることが求められるところであります。当協会と致しましても、今後とも技術力の向上や、担い手の確保・育成、働き方改革などの課題に向けて会員の皆様とともに力を合わせて前進して参りたいと存じます。

むすびに、中国支部及び会員の皆様方の今後のさらなるご活躍、ご発展を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

令和３年５月１８日

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会

会　長　　坂　田　隆　史

支　部　役　員　名　簿　（令和４年５月まで継続）

役 職 名	担　当	氏　　名	備　　考	県 別
支 部 長	理　事	岸 本　　浩	(株)広洋コンサルタント 代表取締役	鳥 取
副支部長	－	古 川　孝 雄	(株)古川コンサルタント 代表取締役	島 根
〃	総　務	天 田　　章	(株)進栄コンサルタント 代表取締役	広 島
幹　事	研　修	澤　　克　生	アサヒコンサルタント(株) 代表取締役	鳥 取
〃	企画・広報	陶 山　　勤	山陰開発コンサルタント(株)代表取締役	島 根
〃	固定資産	難 波　龍 也	(株)なんば技研　代表取締役	岡 山
〃	補　償	高 野　栄 一	建築技術設計(株) 代表取締役	広 島
監　事	－	仲 西　章 孝	西部技術コンサルタント(株) 技術部長	岡 山
〃	－	蔵 重　茂 彦	(株)栗林設計 取締役	山 口
顧　問	－	塚 村　善 明	(株)エスティマ 代表取締役	岡 山

令和２年度　支部事業報告

1.　研修会、試験、講習会等の実施

（１）令和２年度　補償金算定標準書の概要説明等研修会【中止】

日　時　　令和２年６月１２日（金）
場　所　　広島県立総合体育館グリーンアリーナ　大会議室

内　容　　1）令和２年度補償金算定標準書の改正点等について
　　2）令和２年度基準改正の概要（配偶者居住権の補償）
　　3）令和２年度基準改正の概要（建物移転料、工作物移転料）

講　師　　国土交通省 中国地方整備局
　　用地部 用地企画課
　　支援係長　　大鶴　直樹　　氏
　　用地部 用地補償課
　　補償基準係長　　上本　貴範　　氏

（２）支部実務研修会

日　時　　令和３年 １月２０日(月)
場　所　　広島県立総合体育館グリーンアリーナ　大会議室
参加者　　２７社　４８名
内　容　　1）「配偶者居住権の補償」について
　　2）「建物移転工法とその他補償動向」について

講　師　　国土交通省　中国地方整備局
　　用地部 用地補償課
　　補償基準係長　　上本　貴範　氏
　　用地部
　　建設専門官　　今井　浩二　氏





（３）各県部会共催研修会

鳥取県部会と共催

日　時　　令和２年８月４日(火)
場　所　　倉吉体育文化会館（小研修室２）
参加者　　１６社　２３名

内　容　　1）令和２年度補償金算定標準書の改正点等について
　　2）令和２年度基準改正の概要（配偶者居住権の補償）
　　3）令和２年度基準改正の概要（建物移転料、工作物移転料）

講　師　　国土交通省 中国地方整備局
　　鳥取河川国道事務所
　　用地課　　専門官　河村　　淳　氏

　　アサヒコンサルタント（株）
　　米子支社　　理　事　柴田　義幸　氏





広島県部会と共催

日　時　　令和２年　１０月３０日(金)
場　所　　広島県立総合体育館　グリーンアリーナ大会議室
参加者　　２５社　３８名

内　容　　1）修復フロー（基礎編）－ 沈下修正要否判定 －
　　2）移転建物等に関する石綿含有塗材等
　　3）－ 作成の実務 －　建物移転工法認定報告書
講　師　（株）進栄コンサルタント
　　広島支店　支店長　　佐々木　史郎　氏

　　ラボテック(株)　　松村　　幸則　氏

　　(株)ＴＥＳ　　砂田　　淳一　氏





岡山県部会と共催

日　時　　令和２年１１月１７日(火)
場　所　　西大寺緑化公園・百花プラザ
参加者　　２６社　５６名
内　容　　「立竹木の名前」
講　師
(株)山都屋　営業部
営業部長代理（樹木医）　　魚井　　聖一　氏





（４）補償業務管理士試験等の実施

① 令和元年度　補償業務管理士（筆記）試験【６ケ月延期】

当初４月１９日（日）に広島市中区の(株)ＲＣＣ文化センターで実施予定の筆記試験が急遽６ケ月延期され、令和２年１０月１８日（日）広島市南区京橋のＴＫＰガーデンシティ広島駅前大橋において、令和元年度補償業務管理士（筆記）試験を実施しました。
受験の概要は次のとおりです。

○午前　　９：１５～１１：４５

共通科目部門	１５４名
総合補償部門	２名

○午後
・前半　１２：４５～１４：４５

土地調査部門	０名
土地評価部門	３名
補償関連部門	８名

・後半　１５：００～１７：００

事業損失部門	２３名
物件部門	２６名
機械工作物部門	５名
営業・特殊補償部門	５名

受験者　延べ　２２６名　（共通　１５４名，　専門　７２名）

② 令和元年度　総合補償士（論文）試験【６ケ月延期】

令和２年７月実施予定の総合補償士論文試験は、急遽６ケ月延期され、令和３年２月３日（水）広島市中区の広島商工会議所で実施され、７名が受験しました。
時間は１３：３０から１５：３０までの２時間を持ち時間として行われました。

論文のテーマは次のとおりでした。
【総　論】
「用地取得の不正防止対策について、適正な補償を確保するための各種通知等が発出されていますが、これら通知に基づく取り組みについて述べてください。」
【各　論】
「公共用地交渉の実施に際しては、公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成等が必要となりますが、当該区域全体及び権利者ごとの公共用地交渉方針並びに公共用地交渉用資料の具体的な内容について述べてください。」

（５）令和２年度　補償業務管理士登録更新講習会【自宅学習方式に変更】

令和２年９月２５日（金）広島国際会議場において受講者１３８名を対象に登録更新講習会を行う予定でしたが新型コロナウイルスの感染防止のため急遽、自宅学習方式に変更となりました。

自宅学習方式については、協会本部から受講者の自宅へ送付された下記の教材を各自で学習した後、効果測定として確認テストへ解答し、支部へ提出する方法によるものでした。

①「補償基準等の改正等について」
②「補償基準の主な改正点」
③「公共用地業務の現状と課題」
④「補償コンサルタント業の属性と市場規模等について」
⑤「補償コンサルタントと管理業務」

（６）令和２年度　補償業務管理士共通科目研修【令和３年に延期】

令和２年１１月３０日（月）から１２月２日（水）までの３日間、広島県立総合体育館（グリーンアリーナ）において、受講者を対象に令和２年度補償業務管理士（共通科目）研修が実施される予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防対策として令和３年度に延期されました。

（７）独占禁止法等講習会【中止】

日　時　　令和２年１０月１３日（火）
場　所　　広島県民文化センター
① （仮題）独占禁止法の遵守について
② （仮題）建設コンサルタント業務等の入札契約制度について
上記のとおり、建設関係５団体の共催により、独占禁止法等講習会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止となりました。

２．　補償コンサルタント業務に関する広報活動

支部会員及び補償コンサルタント業務のＰＲのため、次のような活動を行いました。

①本部機関誌「補償コンサルタント」を大学や工業高校等へ配布し、補償コンサルタントのＰＲに努めました。
②支部機関紙「中国支部報」、「会員名簿」を発行し、会員及び起業者に配布し情報の提供、広報を行いました。
③補償コンサルタント登録制度及び補償業務管理士制度の積極的な活用について、本部作成パンフレットを使用して、起業者等への要望会・意見交換会等、あらゆる機会を利用して地位向上のためのＰＲを行いました。
④業界新聞「建設通信新聞」に２回/年、「中建日報」に２回/年、広告を掲載しました。
⑤ホームページの活用により、起業者、会員に情報提供を実施しました。
会員に対し、中国地区用対連事務局が発出する「補償金算定標準書の訂正や修正」、「補償基準等の改正の通達、通知」等の情報を掲載し、知識の向上や業務の適正な執行が図られるよう資料を掲載しました。

３．　補償業務に関する調査、研究の実施

令和２年度は、本部補償業務委員会：固定資産家屋評価補助業務受託分科会において同業務受託に係る情報の収集や意見交換等を行いましたが、支部（県部会）によって受託実績に大きな違いがあることにより意見等にも温度差がありました。

主として実績の多い九州支部からの情報提供により、各支部で共有化を図りました。固定資産家屋評価補助業務受託費積算基準、標準仕様書及びパンフレットの協会標準版を策定し各支部に周知されました。

今後、支部の実情に応じて適宜活用していくことを確認しました。

また、平成３１年２月に設立された「中国地区所有者不明土地等連携協議会」のワーキンググループ構成メンバーである各県主催の講習会については新型コロナウイルス感染症防止の観点から、人数制限や動画配信など工夫しながら開催されました。

中国地方整備局から受けた情報提供については、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の適正かつ円滑な施行を図るために、ホームページを通じて会員に周知しました。

４．各起業者との要望及び意見交換会の実施

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部及び各県部会は、中国地方整備局及び中国５県に対し、技術者の育成と専門知識の向上、入札契約制度および発注歩掛、協会員の一層の活用等について、令和２年８月１８日（火）から１１月２７日（金）にかけて、次のとおり意見交換会を実施しました。

令和２年度　国及び中国５県との意見交換会の実施

要 望 先	月　　日	場　　所	起業者側出席者	協会側出席者
岡 山 県	８月１８日	ピュアリティ まきび	土 木 部 西 村 参 与 外 ３ 名	難波岡山県部会長 外 １２ 名
広 島 県	９月８日	広島県庁会議室	土 木 建 築 局 東　用地課長 外 ３ 名	岸　本　支部長 天田広島県部会長 外 ３ 名
鳥 取 県	９月２４日	鳥取県庁会議室	県 土 整 備 部 山本次長兼県土総務課長 上川用地室長 外 ２ 名	岸　本 支部長 兼鳥取県部会長 外 ３ 名
島 根 県	１０月１３日	島根県庁会議室	土 木 部 八川 用地対策課長 外 ３ 名	陶山島根県部会長 外 ３ 名
山 口 県	１０月１３日	山口県庁会議室	土 木 建 築 部 監理課 用地補償班長 田 中 主査 外 ３ 名	岸　本　支部長 天田副支部長 蔵重県部会長 外 ４ 名
国土交通省 中国地方整備局 (中国地区用地対策 連絡会事務局)	１１月２７日	広島合同庁舎 （４号館１２号）	白倉 用地部長 外 ６ 名	岸　本　支部長 外 ６ 名

５．「補償金算定標準書」の貸与

中国地区用地対策連絡会会長の許可を得たうえで、用対連監修の令和２年度「補償金算定標準書」をＤＶＤ化し、会員に貸与することにより補償業務の効率化の促進に寄与しました。

６．　会員相互の親睦活動の推進

（親睦ゴルフ）

会員相互の親睦交流を通じ組織の連携強化を図る目的で、令和２年１１月１８日、広島県の庄原カントリークラブにおいて、第３９回親睦ゴルフ大会を開催しました。

当日は、快晴の天気に恵まれる中で、１５名の参加者が自慢の腕を競いました。



〈 参加者 15 名 〉



〈 2 位の大野木さん、優勝の大西さん、3 位の岩谷さん 〉

（親睦釣り大会）

会員相互の親睦交流は海でもできると、令和２年１０月２３日、第２回目となる中国支部親睦釣り大会を開催しました。

広島市南区の宇品港を出港し、能美島沖で五目釣りに挑戦し、マダイ、ウマズラハギ、アジ、サバ、ギザミ、グレなど様々な魚種を釣り上げました。

出港直前までは雨でしたが、当日は絶好の釣り日和となり、１０人の参加者が和気あいあいの中で一日を過ごしました。



〈 参加者 10 名 〉



〈 大物賞　マダイ 48 ㎝　岡野さん 〉



〈 余裕の優勝！　岡邉さん 〉

７．　会員ニーズについての調査

昨今の社会資本整備事業の質的変化や所有者不明土地問題を契機として市町村の用地取得体制の脆弱性がクローズアップされていることに鑑み、協会では地方公共団体等から補償コンサルタントの受注業務実績を全国的に調査し、今後の受注業務の拡大に係る検討を行うため「地方公共団体等からの業務受注に関するアンケート」を実施しました。

報告を受けたデータ内容を分析し、『市町村等からの業務受注に関する取り組み』という報告書に取りまとめホームページ上に公開しました。

８．　会員の補償相談等への対応

会員からの受注業務に関する補償相談等について、業務の円滑な執行、成果品の質の向上等に資するため、中国地区用対連事務局とも協議し、対応してまいりました。

主な相談は以下のとおりです。

［ 内 容 ］　相談受付件数　２０件

物件（１１）、 標準書（８）、 その他（１）　　＊（　）は件数

補償業務に関する意見交換会

〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

Ⅰ．入札、契約制度に関すること

（該当なし）

Ⅱ．発注仕様、その他業務執行方法について

（1）事案が起きた時に指示書等により早急に作業にかかれる体制を願います。また、事後契約となりますが、現場技術業務などで精算するなどイレギュラーな契約方法を提案されることもあります。

災害等の発生で緊急を要するため予算確保が困難な場合も考えられますが、緊急の災害対応を行う業者側の立場も理解され、極力負担のない方法で早期の契約事務をお願いします。

（2）補償業務を受注し地権者との交渉の際に、事業の説明を求められることが多々あります。

工務担当者に用地担当者から地権者に対して事業説明を密に行うよう指導していただきたい。または、受注業者に対応方針　（例えば県の担当者から早急に連絡を行うなどの周知etc.）を事前にレクチャーして頂けると地権者との交渉がスムーズになると思います。

（3）事業損失に伴う事前調査の実施について、工事等実施前にその必要性の有無を調査して頂き、事前調査を実施するようお願い致します。

以前、事前調査を行っていないにもかかわらず、事後調査を依頼された事が有りますが、この業務は事実上不可能であります。後々のクレーム対策を考慮した事業遂行をお願いします。

〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答
（1） 緊急の事案など、やむを得ず電話や打ち合わせによる口頭指示となった場合においても、速やかな書面等による指示や適切な契約手続きを行ってまいります。 （2） 初回打合せの際に、各自の役割分担を明確にし、円滑な業務の遂行に努めてください。 （3）事前調査については、工事等実施前にその必要性の有無を十分検討してまいります。

〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

Ⅲ．歩掛単価、業務委託料に関すること

（１）補償業務の実施においては、関係地権者との立会が必要であり、その際は休日の要望が多いと思います。
委託料に休日単価を見込んだ設計書の採用を検討して頂きたい。
また、契約変更の要対象となるようご検討願います。

（２）建築年等の判定意見書、石綿調査表、物件調書、プレハブ建物、付帯工作物等に係る見積徴収等の歩掛に含まれていない書類作成について業務委託料に加算して頂きたい。
特に意見書については建築士の印を押すため大きな責任がかかってくるが、対価が全く無い。
また、物件調書は測量歩掛に項目があるので委託料に含めてもらいたい。

（３）関係権利者からの委任状の提出を受けた住民票、固定資産台帳調査について、測量歩掛の登記簿調査等を準用し計上できるようにしてもらいたい。



〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答

（１）（２）（３）共通の回答

建物等の算定歩掛については、国土交通省の用地調査等業務費積算基準を基に運用しております。そのため、いただいたご要望につきましては、国土交通省に内容をお伝えしてまいります。



〈鳥取県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会鳥取県部会の要望

鳥取県県土整備部
部長　草野　慎一　様

要　望　書

平素から当協会の活動に対しまして、ご理解とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。
私ども会員一同は、益々複雑多様化している補償業務に対しまして、地域性を活かし、研修等を積極的かつ継続的に開催し、技術力、資質向上に努めて参りますので、今後より一層のご理解とご支援をお願いいたすと共に、業界の健全な発展を期するために、直面する下記の事項について、格別のご配慮を賜りたくご要望申し上げます。

記

1. 技術レベルの研修会及び意見交換会開催について
 技術向上を目的に継続して開催致しますので、協力をお願いします。

2. 入札制度改正においての意見交換会開催について
 総合評価入札制度の導入（試行）に伴い、早い時期の検証と意見交換会の開催をお願いします。

3. 資格要件について
 現在（６部門）を８部門に変更をお願いします。

4. 複合業務について
 発注件数を増やすためにも分離発注をお願いします。
 ①補償業務においての複合部門
 ②建設コンサルタント業務等と補償コンサルタント業務を複合する業務

令和２年９月

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会
中国支部　鳥取県部会　会長　　岸　本　浩

〈鳥取県〉

鳥取県県土整備部の回答

1．今後も引き続き、技術レベルの研修会及び意見交換会への協力をさせていただきます。
なお、平成 30 年度に貴部会から研修会の開催要望を受け、令和元年 12 月に県・市町村・補償コンサルタントの新人及び若手職員の方を対象に、「補償業務の円滑な進め方」と題して、研修会を実施しました。
○補償業務の円滑な進め方（主催：公益財団法人鳥取県建設技術センター）

2．昨年 6 月より、補償関係コンサルタント業務についても総合評価入札方式を導入（試行）しているところであり、令和 4 年度からの本格導入に向け、継続して検証を行っているところです。
お申し出のとおり、早い時期に検証を行うと共に意見交換会について対応させていただきます。

3．補償関係コンサルタント業務は、一定の基準に基づき調査・損失補償額の算定を行う専門的な業務であるため、同業務の入札は補償業務管理士又は補償業務管理者を保有することを要件としています。
平成 31 年 4 月に共通仕様書を改定し、4 部門から 6 部門に細分化しましたが、「機械工作物部門」及び「営業補償・特殊補償部門」（以下「両部門」という。）は有資格者数が少なかったため、両部門はひとつにまとめました。
令和 2 年 9 月 4 日現在、平成 29 年度と比較して有資格者数はほぼ横ばいであるため、両部門の分離は検討していません。
「総合補償部門」は各用地課が行う業務と重複し、かつ、有資格者数もわずかなため、同部門の発注は検討していません。

4．①補償業務については、補償額算定に時間を要する大型物件（特に街路事業）が存する場合は分離発注を行っていますが、分離発注により業務ごとに事業者が異なると地権者等負担増に伴う不信感、ひいては用地交渉に悪影響が懸念される等から、同一敷地などで用地測量と補償を行う場合は一括発注で行っているケースが多いです。
今回の要望を受け、分離発注に相応しい業務については引き続き分離発注に努めるよう、周知を図ります。

②建設コンサルタント業務等（測量、設計、地質調査）と補償コンサルタント業務については、業務内容の関連性や継続性、予算、工期及び地元関係者の負担や効率性等を考慮した上で発注する必要があり、これらを踏まえ、分離発注に相応しい業務については引き続き分離発注に努めるよう、周知を図ります。

〈島根県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会島根県部会の要望

指名発注等、業者選定･契約等に関すること

１．協会会員の有効活用について

近年におきましては新規の公共事業が削減され、我々業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、業務に求められる精度は厳格なものとなり、これまで以上に会員の資質の向上及び適正な成果品の確保・履行体制の整備が求められています。島根県部会においては、起業者側の期待に応えられる補償業務の担い手として、本部・中国支部と連携して研修・研鑽を重ねているところです。社会情勢が益々厳しく複雑になっている状況下こそ補償業務の専門家である島根県部会員の一層の活用につきましてご配慮頂きますようお願いいたします。

２．補償業務管理士の活用について

補償業務の発注に当たっては、補償コンサルタント登録規程の積極的な活用と共に、当該発注業務に見合う補償業務管理士の一層の積極的な活用をお願いします。

３．補償業務量の確保と継続的な発注について

当業界は市場が起業者のみに限られ、きわめて公益性の高い重要な分野で業務を行っております。現下の厳しい市場環境に対処するため、各会員はそれぞれ経営改善等に取り組んでおりますが、近年は若年技術者の確保も難しく、技術の承継に支障が生じかねない現状になってきております。このような事態を解消するためにも、補償業務量の確保と継続的な発注をお願いいたします。

〈島根県〉

島根県土木部局用地対策課の回答

指名発注等、業者選定･契約等に関すること

１．協会会員の有効活用について

島根県では、補償コンサルタント業務については「島根県建設コンサルタント業務等入札参加者選定要領」に基づくとともに、「補償コンサルタント業務入札参加者等選定に係る運用基準」を定め、技術力、有資格技術者の有無、実績等を考慮して選定を行っています。

担当職員の用地補償業務の経験も少なくなってきており、貴部会のみなさまのコンサルティングが一層重要になってきています。

つきましては、貴部会におかれましても、引き続き人材育成に努めて頂きますようお願いします。

２．補償業務管理士の活用について

補償業務の発注に当たっては、入札参加資格者名簿において委託可能な補償業務の判断の一つとして、補償業務管理士の在籍の有無は当該業務経験年数７年以上とともに重要な要因として運用しております。

貴部会におかれましても、引き続き人材育成に努めて頂きますようお願いします。

３．補償業務量の確保と継続的な発注について

平素は補償業務にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。今後も各事業課を通じて着実に事業推進するため、十分な予算を安定的、継続的に確保できるよう、国へ要望を行うなど事業量の確保に向け取り組んでいくので、貴部会の皆様にも、ご支援をお願いしたい。

〈島根県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会島根県部会の要望

業務費積算基準に関すること

１．統計数量が使用できない建物の業務費積算基準について

非木造建物の調査において公衆浴場・劇場・映画館・体育館などについては統計数量の使用は出来ないこととなっています。これらの建物は一般的に規模が大きく数量計算等に要する人役は多大なものとなります。そのため現状の統計値を使用した業務費積算基準では受注者側の負担が大きくなっています。

非木造建物の調査算定において、統計数量の使用できない場合の業務費積算基準を定めて頂きますようお願いします。

２．物件調書の作成について

現在、物件調査を行った場合、物件調書を作成するように共通仕様書で定められており、用地担当職員からもその旨の指導を受けております。

しかし、業務費積算基準には物件調書作成に関する記述が無いことから受注業者によっては作成する・しないと対応が分かれているようです。同一の業務費積算基準により発注されている業務で成果品の内容に差異があることはよくないことと考えます。物件調書が必須であるならば業務積算基準に明確化して頂くよう関係機関に働きかけて頂きますようお願いします。



〈島根県〉

島根県土木部用地対策課の回答

業務費積算基準に関すること

１．統計数量が使用できない建物の業務費積算基準について

非木造建物のうち、劇場、映画館、体育館などの業務費積算基準については補正を適用するようになっていますが、例示のあった体育館については受注者側に多大な負担があると伺ったので、中国地方整備局に補正率の適用の見直しを要望します。

２．物件調書の作成について

物件調書の作成については、業務費積算基準で各物件の調査項目に定める歩掛りの内業(図面等)に含まれています。

業務委託積算基準には明確化はしませんが、委託業務共通仕様書に記載のとおり作成をお願いします。



〈島根県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会島根県部会の要望

業務委託に関すること

１．用地調査業務の発注について

昨年度の意見交換会において、詳細設計が未完成での用地調査業務において、十分な工期の確保と業務の完成が大幅に遅れないように配慮していただく旨の回答を頂いています。また、可能な限り詳細設計完了後に用地調査業務を発注するよう周知して頂いておりますが、工期の確保が不十分なまま業務や詳細設計の完了が数カ月後となる段階での発注も散見されます。用地調査等業務については、できる限り詳細設計が終わった段階で発注していただきますよう、なお一層のご配慮をお願いします。

２．地盤変動影響調査における建物以外の工作物の歩掛新設のお願い

平成30年度の意見交換会において、建物と外構の調査において建物移転調査等同様に歩掛かりと分けて頂くよう要望したところ、「県独自に建物と附帯工作物の歩掛りを分けて計上することは困難です。ただし、島根県の実情を踏まえた歩掛改訂要望について、中国地方整備局へ申入れを行います。」との回答を頂きました。

現在の状況は、所有者側の要望により、発注者側の承諾の上で、建物の外回りのみ調査、墳墓のみ調査など現状の業務費積算基準では対処しきれない地盤変動影響調査が多く見受けられます。

これらに対処する方法としては業者による見積書の提出という形になり、県内で委託費の不均衡が生じるものと考えられます。

島根県におかれましてはこのような状況を踏まえ、なお一層中国地方整備局へ歩掛り改訂を働きかけて頂きますようお願いします。

３．土地登記記録調査、公図等の転写について

用地測量業務において、発注者で取得された「公図の写し」「登記簿要約書」の提供をもって当該事項を発注数量に計上されないケースがあります。

近年、公図、登記簿が電子化されたことから管轄法務局での「調査（外業）」作業は省力化されておりますが、調査にあたって対象土地の特定や地番の拾い出し等の準備作業及び帳票等の整理・一覧表の作成（内業）にかかる人件費については必要であると認識しております。また、成果物となる図面、帳票の作成は「整理（内業）」に含まれますので、用地測量業務において当該項目の計上をお願いします。

４．法務局の実地調査（業務完了後）への対応について

用地業務が完了して数ヶ月あるいは数年後に法務局による実地調査が行われる場合が時々あります。その際に用地職員或いは嘱託員から当時業務を行った担当者に現地の案内依頼があります。実査当日のみの現地案内程度ならやむを得ないと考えますが、現地の状況によっては事前確認（境界杭の有無確認、簡単な伐採作業、亡失している点の復元作業等）が必要となり、実査範囲が広い場合には事前確認に数日かかる事もあり対応に苦慮しております。

法務局の実査については、現地における作業内容を考慮し受注者側の費用負担軽減対策をお願いします。

〈島根県〉

島根県土木部用地対策課の回答

業務委託に関すること

１．用地調査業務の発注について

詳細設計完了後に用地調査業務を発注するよう努めており、引き続き計画的な発注や適正な工期設定となるよう職員への周知徹底を図ります。

２．地盤変動影響調査における建物以外の工作物の歩掛新設のお願い

契約済み業務で標準歩掛りのない場合、当該業務受注者から見積を徴収し受発注者協議の上、歩掛りを決定しています。

建物の外廻りのみの調査、墳墓のみの調査など業務費積算基準で対応していない業務については、中国地方整備局へは引き続き要望していきます。

３．土地登記記録調査、公図等の転写について

土地登記記録調査、公図等の転写について、対象土地の特定や地番の拾い出し等調査内容を成果品として取りまとめる費用は設計計上すべきであるため、必要作業についてはその都度担当者と協議をお願いします。

４．法務局の実地調査（業務完了後）への対応について

法務局の実地調査についてはご協力ありがとうございます。
業務終了後、復元測量などの現地作業が必要になった場合は別途契約で対応するなど、負担軽減が必要と考えます。

現地における作業内容等に多大な費用負担が生じる場合、その都度、担当者への協議をお願いします。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅰ 業務発注に係る業者選定、契約等について

広島県では，発注者による市場環境整備を柱とした取組みの一環として，これまで建設工事における「一抜け方式」を，令和２年４月１日から業務においても地域の実情に応じて実施されるなど「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづける状態」の実現に向けた入札・契約制度改正等に取組んでおられます。

広島県内の補償コンサルタント協会の会員では，「持続可能な担い手の確保・育成」が体制の確保にとって不可欠であり，これまで経営の改善に自助努力し，要員の確保に努めましたが，補償業務の市場環境は減少傾向が続き，さらに，広島県内で多くの尊い命が失われ，甚大な被害をもたらした平成３０年７月豪雨災害からの復旧・復興プランの達成に向けて，全力を挙げて，最優先で実施されていることから，会員にとって依存度が高い復旧・復興業務以外の補償業務の市場環境は，さらに厳しいものとなり，会員における雇用条件が一段と厳しく「働き方改革」の実現は困難な状況となっております。

このような実情を踏まえ中国支部とともに，次のことについて要望いたします。

(1) 地域の実情に応じた補償業務の発注について

補償業務の発注につきましては，広島県として業務成果の品質確保の観点から，地域の実情に応じた「指名競争入札」が適当であるとご理解のほど何卒宜しくお願いいたします。
その補償業務委託者の選定につきましては，補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門を有し，かつ、資格者が適正に従事できるよう資質の向上を目的とした研修会等を開催し、専門知識・技術の習得、向上に努めている補償コンサルタント協会中国支部広島県部会の会員を優先した発注として頂くようお願いします。

(2) 一般補償などの業務発注について

一般補償（注：測量業務に付帯工作物を含むケースなど），工損調査業務は，未だに建設コンサルタント業務，測量業務又は建設工事に含め一括発注されることがあります。
このことにつきましては，可能な限り補償コンサルタント登録規程に関する各部門登録を考慮したうえで，『分割発注』していただけるよう重ねての要望となりますが，宜しくお願い致します。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

Ⅰ 業務発注に係る業者選定、契約等について

(1) 地域の実情に応じた補償業務の発注について

業者選定については，「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」に基づき，委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに，経済性及び効率性を考慮して，公正かつ厳正に行うこととしています。

したがって，補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門も十分に勘案のうえ，過去の実績，技術者の状況，手持ち業務の状況，地理的条件などを考慮し，公正かつ厳正に扱うという従来の方針に変更はありません。

(2) 一般補償などの業務発注について

引続き，建物等物件調査については分割発注に努めていきたいと考えております。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅱ「継続的な補償業務量の確保」及び「補償業務領域の拡大」について

（1）補償業務委託について

広島県部会では，品確法の基本理念の一つである「持続可能な担い手の確保・育成」が業者責務であり，さらに，発注者からの業務に対し会員が的確に応えられるため研修会及び講習会を開催し，各会員においても常日頃から専門知識・技術力の習得，向上のための研鑽を行い，現在及び将来にわたる補償業務における品質の確保に資するよう努めております。

この実情にとって広島県からの「継続的な業務量の確保」及び「業務領域の拡大」は，前Ⅰ章と関連しますが持続可能な担い手不足問題対策の一環になり得るとご理解いただき，広島県における「継続的な業務量の確保」及び「業務領域の拡大」して頂くようお願いします。

（2）費用負担の説明について（※「補償業務領域の拡大」該当項目）

事業損失に対する建物所有者の問題意識が強くなり，これまで以上に用地担当者等に対する高い専門性と説明力が求められています。
これに関しては，被害者への説明等ついて発注者より強く依頼され，業務費を見直されず対応することも少なからずございます。
また，事前調査では，建物所有者より既に工事振動等による影響が生じていると申出られた事案があり，この場合「事前調査」が未実施なので，「事前」と「事後」との比較検討はできません。
なお，その損傷等の発生が当該工事に起因すると起業者が判断された場合は，事後調査から既存の損傷と判断した根拠。また，その修復に要する費用負担等について整理することになりますが，その内容等について被害者に対し理解を得るためには高い専門性と説明力が必要となります。

このことを踏まえ，公共事業の円滑かつ計画的な事業執行にとって『費用負担の説明』の業務は重要であるとご理解いただき，すべての事後調査算定業務において「費用負担の説明」の計上をお願い致します。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

Ⅱ.「継続的な補償業務量の確保」及び「補償業務領域の拡大」について

（1）補償業務委託について

本県においては，用地補償業務におけるノウハウの継承，職員の資質向上は，喫緊の課題であると認識しているところです。

用地調査等業務の発注については，Ⅰ.（1）の回答のとおり，適切に行ってまいります。

（2）費用負担の説明について（※「補償業務領域の拡大」該当項目）

本県の場合，費用負担の説明については，説明責任の明確化の観点等から，職員が行うこととし，真に必要な場合に限り説明業務を委託可能としています。

したがって，すべての事後調査算定業務の発注に当たり，「費用負担の説明」業務を組み入れることは困難であると考えます。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅲ. 精度監理業務など支援業務に係る総合補償士の活用等について

(1) 総合補償士の活用について

広島県内で多くの尊い命が失われ,甚大な被害をもたらした平成３０年７月豪雨災害からの復旧・復興プランの達成に向けて,全力を挙げて,最優先で実施されていることから,会員にとって依存度が高い復旧・復興業務以外の補償業務の市場環境は,さらに厳しいものとなっております。

一方では,国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムにおいて用地取得のスピードアップと事業の円滑な推進を図るため,「用地取得マネジメント」の確立や,補償コンサルタント等の外部の専門家を広く活用した用地交渉の支援体制を構築することが掲げられています。

これに伴い協会では「総合補償士」を創設し,上記の補償業務のニーズにも応えられる人材を確保しております。

広島県では,これまで事業認定申請等の作成等業務では発注いただいておりますが,あらためてこの新制度をご理解いただき,次の業務について,積極的な取り組みをお願い致します。

・補償コンサルタントの現場技術業務への活用
・調査から補償説明業務までの一括発注

（2） 精度管理業務など支援業務の発注について

過年度において広島県からの「精度監理業務」が発注され,広島県部会としても「精度監理業務」は,初めての試みとして広島県部会が一丸となり対応させていただき,各々の計画的な事業執行に資することが出来たのではないかと考えております。

また,平成３０年７月豪雨災害に関する災害関連砂防事業に伴う業務発注いただきました。広島県部会として今後も対応できるよう努めていく所存でございますので,更なる業務発注の継続方をよろしくお願い致します。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

Ⅲ. 精度監理業務など支援業務に係る総合補償士の活用等について

(1) 総合補償士の活用について

Ⅱ. (2) の回答のとおり，「補償説明」等業務の発注については，個別に判断させていただきます。

（2） 精度管理業務など支援業務の発注について

精度監理業務については，平成25年度の大型補正予算への対応という事情もあり，急遽業務発注を行った経緯もございましたが，対応していただき，感謝しております。

今後も，特別な事情がある場合には，御協力をお願いすることもあろうかと思いますので，よろしくお願いします。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅳ. 事業損失に関する事項

広島県では『公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領』の調査算定に適用していた『地盤変動等により生じた建物等の損害等に係る建物等調査要領』（以下「工損調査要領」という。）を改正され，『地盤変動影響調査算定要領』（以下「地盤変動要領」という。）に基づき行うこととされました。

これらに関連した事項として次のとおり要望させていただきます。

(1) 「修復基準」の運用について

地盤変動要領で定める別表「修復基準」では，建物等に生じた損傷等が主として壁，床，天井等の部分で，建物等の構造部分が損傷を受けていない場合，建物等の損傷箇所を修復する修復方法と修復範囲について示されています。

しかしながら，修復方法と修復範囲に関しましては，その運用等が各起業者から示されないことから，被害の状況，地域の実情等を勘案し，ケースバイケースにて事務処理されています。
このことによる課題として，本来，公平であるべき建物等損傷の修復に要する費用について，ケースバイケースで算定することで被補償者間における不公平が生じ，紛争の一因となる可能性があると危惧しております。

このような観点から，建物等損傷の修復に要する費用の算定に必要な修復方法の指針等について実務研修を幾度も実施し，すでに広島県土木建築局用地課にもその成果を報告させていただいております「事業損失（建物等）における修復基準の指針」として整理させていただき，補償業務の実務にあたり修復方法と修復範囲に係る運用等について各起業者から示されない場，起業者との協議に基づき用いることとしております。
この「事業損失（建物等）における修復基準の指針」について，広島県との情報交換の場において意見を賜りたいと考えておりますので，よろしくお願い致します。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

Ⅳ. 事業損失に関する事項

(1) 「修復基準」の運用について

地盤変動要領により行われる事前及び事後調査については,同要領にしたがって実施していくこととなります。とりわけ，事前調査の精度は，事後調査の内容を左右するものであるとの認識であり，「地盤変動要領の解説」（平成27年３月国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室作成）も参考にして，比較対照できるよう損傷調査書等の作成をお願いします。また，事後調査に係り，事前調査との比較において疑義が生じる場合は，個別の事案ごとに受注者・発注者の間で協議し，判断せざるを得ないものと考えます。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅴ． 用地補償業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

令和２年に入り新型コロナウイルスが世界的に感染拡大し，我が国においても“緊急事態宣言”が発出され，様々な影響が出始めてきました。

令和２年５月２５日には，“緊急事態宣言”の全面解除に伴い,政府の基本的対処方針が策定され、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を前提とし、外出自粛や施設の使用制限等を緩和しつつ、社会経済の活動レベルを段階的に引き上げていくこととされている。

同年８月１４日現在,広島県における感染状況レベルは“1”で，未だ感染症は完全制圧(終息)されておらず，治療薬やワクチンがない状況から，建物等所有者にとって日常生活に不安を抱えておられるなか，用地補償業務を行うことになっております。

受託者としても，業務にあたり建物所有者等に安心していただくことが第一義と認識しておりますが,この業務では建物等所有者との接触が不可欠なものであることから,広島県が策定した対象施設ごとのガイドラインを参考とし,その業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として，次のことを考えております。

□ 面談時

※調査者はマスク着用。

ただし，マスクを着用されていない所有者等も想定されますので，予備のマスクを持参することと考えておりますが，実務上マスク着用を要請できないと考えられます。

・名刺

相手方の了解をいただき接触を削減するため手渡しを避けトレーなどを使用。

・説明書面の交付

相手方の了解をいただき接触を削減するため手渡しを避けトレーなどを使用。

・聞取り

口頭でのやり取りについては，向かい合わない。

相手方と方法等を確認しあい，原則横並びとし，人と人との距離を最低１ｍとする。

・相手方からの資料提供

※提供の方法として手渡しにより受け取ることになると考えられます。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

Ⅴ． 用地補償業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い，用地補償業務への影響も少なからず生じてきている状況ですが，被補償者をはじめ関係者に対し，協議に応じていただけるよう努めているところです。

用地調査等業務の発注に当たっても，被補償者の了解が得られたものについて，順次行っているところです。

本県が発表している感染予防策の徹底を図りながら，業務の実施に当たっておられるとのこと，御協力に感謝いたします。

引続き，感染予防対策に努めていただきながら，業務の円滑な遂行をお願いします。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

□　調査作業

・作業者はマスク着用
・対策責任者は，作業にあたりあらかじめ作業員の健康チェックを行う。
　※当然ですが発熱，咳，倦怠感等の症状がある者には作業させない。

・作業前に手洗いなどの除菌を行う。
・玄関などに消毒液を置き，作業に伴う出入りでは必ず手を消毒する。
・ドア・窓の開放を行うことについて了解をいたたき作業中の換気を行う。
・調査終了時にドアノブ等接触した箇所の除菌の実施にあたり相手方と確認し合う

以上，業務にあたり建物所有者等へ不安を抱かさないよう努めることが大切であり，かつ，人との面談により業務を遂行できることの一面もよく理解しております。

このことから用地補償業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてご指導頂けるようお願いします。



〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答



〈山口県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会山口県部会の要望

1　指名発注等、業者選定、契約等について

今後も山口県内業者による指名競争入札の継続的な実施と併せて指名業者の選定にあたり補償コンサルタント登録部門を有する山口県部会会員を全県的に委託業務費にかかわらず一層の活用をお願いいたします。

2　低入札価格調査について

業務量の減少傾向にある昨今，補償コンサルタント業務において低入札調査対象業務であれば明らかに対象となるであろう業務価格で入札しているケースがかなり見受けられます。

例年、調査・設計業務委託の低入札調査基準の見直しを要望しておりますがあらためて補償コンサルタント業務におきまして成果品の品質確保や企業の健全な存続の為に低入札価格調査基準の適用の拡大をお願いいたします。

3　補償説明業務について

事業損失事後調査において「費用負担の説明」業務は発注を頂いているところですが建物等調査算定業務における補償説明業務を発注されるケースは少ないと思われます。

「概況ヒアリング」「説明資料の作成等」「補償説明」の業務を積極的に発注いただきますようお願いいたします。

〈山口県〉

山口県土木建築部監理課用地補償班の回答

1　指名発注等、業者選定、契約等について

補償コンサルタント業務については、県内コンサルタントへの発注を原則としており業務内容の特殊性等の理由により県外コンサルタントへの発注を行う際は、本庁部長の承認を要することとしています。

また、指名競争入札参加者の選定に関しては、山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定基準を定めており、特殊業務における業者選定にあたっては、国の補償コンサルタント登録規定に基づく登録部門を参考としているところです。

2　低入札価格調査について

現時点では制度拡大の予定はありませんが、引き続き県内の入札状況等を注視していくこととします。

3　補償説明業務について

「概況ヒアリング」「説明資料の作成等」「補償説明」については、専門的な知識や高度な技術的判断を要する場合には、第三者たるコンサルタントを活用することが効果的と考えられることから、引き続き出先発注機関へ周知することとします。

〈山口県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会山口部会の要望

4　補償業務について

（1）　建物等調査算定業務または事業損失事前調査業務において、業務受注後、現地踏査、挨拶等を行うにあたり、発注者が地権者へ内容の説明をまだ行っていないというケースが見受けられます。そのため工損調査においては調査の拒否や調査開始時期の遅れ等により、受注金額の減額、業務工期の極端な延伸や工期は変更せず、結果として短い工期で業務を行うということがあります。

業務発注前に地権者との十分な説明を行い、調査対象を確定の上、業務発注をお願いいたします。

（2）　3月末が工期の業務を発注者側が地権者との交渉が難航する場合を想定して、7月の単価入替えまで業務工期を延伸される場合があります。
その場合は、工期延伸と併せて再積算業務費を計上した変更契約としていただきますようお願いいたします。

併せて職場環境の改善、成果物の品質確保および向上を図るため、無理のない適正工期の設定と一定の時期に集中しないような納期の平準化をお願いいたします。



〈山口県〉

山口県土木建築部監理課用地補償班の回答

４　補償業務について

（１）業務の発注にあたっては、業務内容の十分な精査等を行うとともに、円滑な業務の実施が可能な状況での発注を行うよう、改めて出先発注機関に周知することとします。

（２）現単価を新単価に修正して補償額を算定するような再算定業務は、契約変更ではなく、改めて業務の発注を行う必要があることを出先発注機関へ周知することとします。

また、業務内容に応じた適正な委託期間を設定するとともに、納期が一定時期に集中しない業務発注に努めるよう出先発注機関に周知することとします。



SEIBU

信頼される技術をめざす ――

［工損図面センター］

事前調査の手書の野帳から CAD 図面を作成する
サービスを行っています。



■補償　建物・立木・機械工作物等物件調査及び算定
営業補償調査及び算定、事業損失及び算定
事業認定、補償説明業務

■測量　地形、路線、深浅、用地、送電線
流量調査、GNSS、3Dスキャナー

■地質　地表調査、地質土質調査及び解析
各種ボーリング、物理探査、孔内試験

■環境　騒音、振動、水質、底質、植生、現況調査
予測（アセスメント）

■設計　道路、河川、砂防、下水、都市計画
橋梁、造成、地中埋設化街路

■申請　開発許可等許認可申請、埋立許可
保安林解除

西部技術コンサルタント株式会社　http://www.seibuct.co.jp

代表取締役社長　清水　英二　　代表取締役専務　小馬　弘至

本　社　岡山市北区問屋町6番地101　〒700-0977
TEL：086(246)5666　FAX：086(246)5670
支　社　広島・倉敷・津山・瀬戸内・鳥取



（一社）日本補償コンサルタント協会会員

株式会社 進栄コンサルタント

呉 本 社　〒737-0051　呉市中央３丁目５番６－６０１号
TEL (0823)21-3321　FAX (0823)23-3546

広島支店　〒736-0085　広島市安芸区矢野西１丁目３７番２５号
TEL (082)881-4123　FAX (082)888-4677

東広島支店　〒739-2614　東広島市黒瀬松ヶ丘６番８号
TEL (0823)82-0231　FAX (0823)82-8258

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

要　望　書

補償コンサルタント業の育成強化につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会中国支部は、本部・支部・各県部会と連携し、公共事業の一翼を担う補償コンサルタントの中心的存在として、起業者のご要望に応えるべく会員の資質の向上、綱紀の保持、適確公正な成果物の確保、執行体制の整備等に努めてきたところでございます。

また、全国各地で頻発する災害、とりわけ一昨年７月の西日本豪雨災害への対応などにつきましては、協会を挙げて対応してきたところです。

一方、今年に入って新型コロナウイルス感染症により、人の移動・集合が大きく制限され、産業から輸出入に至るまで地球規模で影響が拡散されました。

この影響は我々補償コンサルタント業界にも現れ、近年の公共事業予算が削減される中において、厳しい環境は一層切実な状況となり、計画的な担い手育成にも支障が出ております。

今後においても協会の責務の重大性を認識し、起業者の期待に応えられる補償業務の担い手として、より一層の研鑽と努力を重ねてまいる所存でございます。業界の健全な発展及び育成を期する観点から、次の事項につきまして特段のご配慮、ご指導を賜りたく、当支部会員一同より、ここにご要望申しあげます。

令和 ２ 年 １１月 ２７日

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会

中国支部　　支部長　岸　　本　　浩

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

１．技術者の育成と専門知識の向上について

補償コンサルタント業界の経営環境を改善し、継続的な技術者の育成と人材の確保が、業界全体の課題となっています。

円滑な公共用地取得のためには、技術者の育成と最新の専門情報の提供が重要となりますので問題解決のため、以下の項目について要望いたします。

（１）安定的な事業量の確保

当協会は、担い手の育成・確保のために、給与の引き上げ、長時間労働の是正、作業の軽減､そして女性が活躍できる魅力ある職場環境の構築を目指しておりますが、業務量など先行き不透明な点もあり、楽観できない厳しい状況にあります。

また、東日本大震災、熊本地震、一昨年７月の西日本豪雨災害を見るまでもなく防災・減災のための社会資本整備の重要性が問われており、防災・減災、国土強靭化のための３ヶ年緊急対策に加えて令和２年度予算における重点化が実施されています。

つきましては､安定的な公共事業予算､とりわけ補償コンサルタント予算の確保・増額を引き続きよろしくお願いいたします。

（２）協会主催の研修、講習会等への講師の派遣

当協会が行っている研修、講習会等の実施に当たっては中国地区用地対策連絡会（以下「用対連」という。）をはじめとする関係機関の職員の皆様を講師として派遣いただき、大変感謝しているところです。今後とも、起業者の期待に応えるべく、会員の専門的知識・技術力の向上をはかり、人材育成のための研修や講習等を積極的に実施する予定ですので、引き続きよろしくご指導ご協力をお願いいたします。

（３）情報の提供と関係機関への周知

実務と密接に関係する基準改正や事務取扱規程の改正、あるいは補償金算定標準書の発行に際しての説明会の実施など、タイムリーな情報提供につきましては、成果物の品質向上に大きく寄与しますので､引き続きご指導･ご協力をお願いいたします。

さらに、用対連加盟の各起業者（発注者）など関係機関等へ情報の周知徹底をお願いします。

〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

１．技術者の育成と専門知識の向上について

（１）安定的な事業量の確保

令和２年度の中国地方整備局当初予算の概要でございますが、約５，８１６億円（対前年度比１．００倍）を確保し、河川関係では、気候変動に伴い頻発、激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避し、将来にわたり安全で活力ある地域をつくるため、事前防災対策の加速化や、倉敷市の水害、広島市・呉市・安芸郡の土砂災害などの再度災害防止対策、防災・減災・国土強靭化のための３か年緊急対策についても着実に実施していくこととしております。

また、道路関係では、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、物流ネットワークなどの基幹ネットワークの整備を図るため、大きなストック効果の発現が見込まれる道路整備に重点投資するなど、計画的な事業実施に引き続き取り組むこととしております。

今後とも必要な公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するよう努めて参ります。

（２）協会主催の研修、講習会等への講師の派遣

貴協会におかれましては、研修会等を積極的に開催され、時代の要請に即した人材育成に取り組まれ、日々研鑽を積まれていることは十分認識しております。研修会等への講師派遣等につきましては、引き続き可能な限り協力させていただきたいと考えております。

また、私どもが主催する研修会・講演会等で参加可能なものがあれば、貴協会に情報提供させていただきます。

（３）情報の提供と関係機関への周知

公共事業に係る用地補償については、公共事業の種類や実施する起業者の別に関わらず、常に適正かつ公平を保ったものでなければなりません。今後とも、基準等の改正があった場合には、説明会等を開催させていただきます。

また、中国地区用対連においては、補償基準や補償算定等の統一的な運用が図られるよう、情報の提供を行うとともに、各種研修等を実施し、情報の共有化を行っているところです。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

２．業務における入札・契約制度および発注歩掛等について

公共事業の円滑な推進のためには、適正な補償と計画的な公共用地取得が必要不可欠となります。当業界へ新たな担い手を採用し、職場環境を改善していくためには発注者側のご理解と技術者のさらなる評価が重要となり、ひいては成果物の品質確保に繋がることと考えます。

働き方改革への取り組みなど業務環境の整備が、当業界の喫緊の課題となっています。成果物の品質の確保とその向上を図るため、以下の項目について要望いたします。

（１） 適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮

一部の業務に見受けられる無理な工期設定や、一定の時期に集中する納期設定は、品質の低下を招くのみならず長時間労働につながり、補償コンサルタントに従事する技術者の業務環境の悪化を招いています。また、ノー残業デーの設定や子育て支援等ワークライフバランスは社会の要請であり、職場環境の改善は人材確保の大きな要因となります。

これらの課題解決のため、的確な事業の工程管理並びに国債及び翌債の活用により、適正工期の設定と納期の平準化をお願いいたします。

（２）起業者による地元説明について

業務の履行については地元地権者の合意と協力が不可欠でありますが、事業の説明や地元調整がなされておらず、業務契約後においてもなお地元に入れないという事態があります。

起業者による事前の地元説明をお願いするとともに、業務着手ができない可能性がある場合は、入札の際に現場説明書等への記載を徹底することと、このことによる工期への影響が生じる場合は、工期の変更等をお願いします。

（３）発注歩掛の継続的見直し

発注歩掛については、国土交通省において用地調査等の業務ごとに所要時間の実態調査が実施され、順次業務歩掛の改訂が行われているところであります。

業務歩掛の改訂につきましては、今後とも継続的に見直しが図られますようお願いします。

〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

２．業務における入札・契約制度および発注歩掛等について

（１）適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮

用地関係業務の履行期間は、用地調査等業務費積算基準等において、履行期間の算定方法が定められており、従事する技術者の必要内外業日数、不稼働日（土曜・日曜の休日、祝日、その他の特殊条件等）、発注する業務の内容等を考慮の上、適正な工期の設定を行うこととしており、また、必要に応じて国債及び翌債も活用し平準化に努めているところです。

また、納期については、可能な範囲において、一定の時期に集中することのないよう、早期に着手できるものについては納期を工夫するなどの取り組みを行っております。

現在、政府全体の取組として「働き方改革」を推進しており、建設分野についても、週休二日の定着に向けた取組などを行っているところであり、補償コンサルタント業についても、これらの動きを注視しながら、コロナ禍における業務の効率化と併せて、ワークライフバランス推進に取り組んで参りたいと考えております。

（２）起業者による地元説明について

現場への立ち入りなどの作業条件については、現場説明追加事項に記載するよう管内事務所に対し適切な手続きを促しているところでありますが、ご指摘をふまえ、再度、管内事務所へ周知・徹底してまいります。

なお、適切な工期設定については、要望書２．（１）「適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮」での回答のとおりであり、引き続き、適切な工期設定に努めてまいります。

（３）発注歩掛の継続的見直し

用地関係業務の歩掛調査につきましては、所要時間等調査及びヒアリングの実施にご協力を賜りありがとうございます。本省公共用地室からは、これまでの調査結果に基づき、本年度は、「旅費交通費」「用地調査等業務のうち、附帯工作物」について改訂を予定しているところと聞いております。

また、この歩掛調査につきましては、来年度も引き続き実施する予定と聞いております。歩掛の検証にあたっては、正確な所要時間等の調査が極めて重要でありますので、貴協会におかれましては、引き続きご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（４）技術者単価と低入札価格調査基準価格の更なる引き上げ

公共事業の減少や受注競争の激化で弱体化した企業体質から脱却し、経営環境の一層の改善及び技術者の賃金水準の向上のために、平成２５年度以降改善されつつあります技術者単価の更なる引き上げをお願いいたします。

また、品質の低下を招く過度な価格競争を防ぎ、経営環境の安定を図るためにも、平成２９年度以降据え置きとなっております低入札価格調査基準における一般管理費等の算入率の引き上げをお願いいたします。

（５）受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

業務指示等協議内容は全て文書にまとめ、追加で指示された業務については精算の対象としていただくようお願いします。例えば当初業務に計上されていない移転工法の追加検討、補償方針の変更に伴う再算定、再算定業務における過年度成果の点検業務など追加が生じた場合は、業務費に追加して精算されますようお願いします。

（６）見積徴取に要する費用について

機械設備、生産設備以外の物件等の算定に際して、見積徴取に多大の労力や費用を要することがあり、また場合によっては見積に要する経費が業務費を上回るケースもあることから、実費での精算や積算基準の変更など何らかの対応をお願いします。

（７）実施箇所が多数でそれぞれが遠隔地の業務について

中国地方整備局の事務所におかれましては、「管内〇〇業務」等の名称で、一括概数発注的な手法での発注されることがありますが、その場合、その対象数量を合計のうえ業務費を計上しても、実際の作業実施にあたっては、業務実施箇所が離れている場合は、当初の業務積算とは乖離した現場管理となることから、ロスが発生し、結果として実際の業務経費が増大しています。

業務の積算については、現場の実態に見合った算定となるよう何らかの対応策・改善策のご検討をお願いします。

〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

（４）技術者単価と低入札価格調査基準価格の更なる引き上げ

技術者単価につきましては、毎年、国土交通省大臣官房技術調査課が公表している設計業務等委託技術者単価を使用しております。同単価は、設計業務等技術者給与実態調査に基づき決定されており、平成２６年度から毎年増額しているところでございます。

また、低入札価格調査基準については、企業経費等の動向を勘案しつつ、本省において検討がなされるものと聞いております。

ご要望の主旨については、関係部署に伝えて参りたいと考えております。

（５）受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

中国地方整備局における用地関係業務については、監督職員が受注者に対して行う業務の遂行上必要となる事項の指示及び指示事項等に疑義が生じた場合の協議等は、双方で内容の確認ができるよう、共通仕様書等において、原則、書面により行うこととされているところです。

ご要望の主旨につきましては、管内事務所に対し適切な手続きを促すとともに、中国地区用対連の会議等の機会を捉まえて伝えて参ります。

（６）見積徴取に要する費用について

昨年度に引き続き今年度も建物関係の所要作業時間等調査を実施し、プレハブなど総価見積の実態把握の作業をしているところです。関係歩掛の検証・改定を早期に実施するよう、本省に対して引き続き要望して参ります。

（７）実施箇所が多数でそれぞれが遠隔地の業務について

「管内○○業務」等の発注ロットについては、各事務所において事業計画等に基づき、計画的・効率的な業務発注に努めているところですが、より適切な業務発注となるよう、引き続き指導して参ります。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（８）用地調査業務における伐採費について

用地調査等業務においては、土地境界立会、土地境界測量の作業項目には現在、伐採費用は積算計上されておりません。しかしながら、現状は山林や元農地などほとんど管理がなされていない土地が多く、草木が繁茂し土地境界の形状が非常に分かりづらく、作業に先立ち伐採を行うことが必須となる場合も多くあります。

中山間地などでは地権者の高齢化とともに、山林や元農地は非常に荒廃している現状をご理解いただき、路線測量と同様に伐採費用を業務費に計上いただきますようお願いします。

（９）新型コロナウイルスに関連する業務への影響について

業務遂行上、新型コロナウイルス感染予防に関して三密を避ける必要などから、宿泊費、交通費、消毒液、マスク、テレビ会議等の機材購入などにより、業務契約後に新たに発生した費用の増加については設計変更の対象とされますようお願いします。



〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

（８）用地調査業務における伐採費について

ご要望の主旨につきましては、機会を捉えて、企画部技術管理課及び国土交通省大臣官房技術調査課に伝えてまいりたいと考えております。

（９）新型コロナウイルスに関する業務への影響について

業務遂行上必要となるコロナウイルス感染拡大防止対策を実施する場合には、発注者と受注者で協議を行い、必要と認められる対策について設計変更の対象とするよう管内事務所に対し周知しております。引き続き、各現場において適切なコロナウイルス感染拡大防止対策の徹底をお願いいたします。



〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

３．協会員の一層の活用について

当協会は、本部、支部、各県部会で組織の連携を強化し、研修の拡充、情報の伝達体制整備の充実により、更なる会員の資質向上を図っております。

期待される成果物作りに研鑽している当協会員の一層の活用をお願いいたします。

（１）補償業務管理士等の一層の活用について

当協会におきましては、整備局、用対連など関係機関のご協力を得ながら本部、支部及び各県部会が、種々の研修を実施し、時代の要請に即した人材を育成し、各起業者の信頼と期待に応えることができるように努めております。

また、基準の改正などいち早く情報の共有等に重点を置いており、公正で精度の高い成果物の作成に協会を挙げて取り組んでおります。

業務発注に係る業者選定の取扱については、それぞれ起業者の業者選定基準に基づいて運用されているところと思いますが、今後とも適正な業者選定に当たっては、補償コンサルタント登録規程に登録されている当協会会員の活用、補償業務管理士の活用についてお願いするとともに、用対連を通じて補償コンサルタント登録規程及び補償業務管理士等について各起業者に周知をお願いします。

さらに、平成３０年度からは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関連して設置された所有者不明土地等連携協議会における協力団体の一員として、中国地方の行政機関と連携を取りながら、協会会員とともに市町村に対する支援体制の確立を進めているところであります。

今後とも、当協会の会員の一層の活用につきまして、よろしくお願いします。

（２）補償コンサルタント業務における補償コンサルタントＣＰＤの活用

近年、地方整備局等の発注業務の一部で、入札段階における技術者評価に際し、ＣＰＤ協議会が発行する学習履歴証明書による年間取得実績（ＣＰＤポイント）を評価項目に加えるケースが増加しており、地方公共団体へも拡大する傾向にあります。

当協会は、平成２８年度より補償コンサルタントＣＰＤ制度を開始し、４年目となる今年は制度も定着し、会員の多くも参加しておりますので、補償コンサルタント業務に従事する技術者の更なる能力アップと活性化のためにも、補償コンサルタントＣＰＤを評価項目としていただきますようお願いいたします。

〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

３．協会員の一層の活用について

（１）補償業務管理士等の一層の活用について

貴協会で行われている研修会等の開催、時代の要請に即した人材育成など、業務成果品に対する品質向上への取り組みは、公共用地取得の公平・公正な業務執行に極めて意義あるところであり、加えて公共サービスの向上に寄与するところです。発注者として心から感謝申し上げます。

整備局では、従来「入札参加者を決定するための評価基準」において、補償コンサルタント登録規程に基づく登録の有無、配置予定主任担当者について補償業務管理士の資格に関する評価項目を定め、その積極的活用を図っているところです。引き続き、技術力の維持・向上への取り組みを継続していただくとともに、情報管理やコンプライアンスの徹底等にもご尽力いただき、今後とも、よきパートナーとして、引き続きご協力賜りますよう重ねてお願いいたします。

昨年２月に設立しました中国地区所有者不明土地等連携協議会において、貴協会中国支部に参画いただいており、誠にありがとうございます。

昨年６月１日に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が完全施行され、今後、事業認定した事業について、収用委員会に代わり県知事が裁定することや、地域福利増進事業の活用等が見込まれているところ、地域のコンサルタントの果たす役割は大きなものとなると思われます。貴協会におかれましては引き続きご協力をお願いします。

（２）補償コンサルタント業務における補償コンサルタントＣＰＤの活用

ＣＰＤ制度については、国土交通省全体で推進している政策である技能人材の確保・育成に寄与するものと認識しております。

ご要望の主旨につきましては、貴協会の運用状況や他業種のＣＰＤ制度との連携状況を踏まえ、本省公共用地室及び他整備局とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。



コロナが仕事の仕方を変える？

中国地方整備局用地部
前・用地調査官　平　　一　典

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るう真っただ中の今年３月、３７年勤めた中国地方整備局を定年退職しました。最後の１年と数か月はコロナ感染者が急増した影響で私の勤務する広島市内の職場では、出張を伴う会議や打合せのほとんどが取り止めになり、ＴＶ会議や複数の職員が同時に参加できるアプリケーションソフトを入れたパソコンやスマホによる打合せがこれに取って代わりました。

また自宅のマイパソコンから職場にある自分のパソコンを遠隔操作することもできるようになり、在宅で仕事をするテレワークも導入されました。長年にわたって、当たり前のように行われていた会議や打合せがことごとくオンライン方式に代わり、仕事が終わった後の懇親会やプライベートの飲み会もなくなり、仕事のスタイルや生活のリズムが一変しました。

退職する間際にわざわざコロナさん猛威を振るうなよと言いたいところでしたが、朝夕の通勤電車の乗客の少なさや商店街・飲食街の光景はいまだかつて見たことのないものであり、新型コロナウイルスが社会、経済に及ぼしている影響が深刻で尋常なものではないことを肌で感じました。

今回の新型コロナウイルスの大流行（パンデミック）は、私たちの仕事のスタイルや勤務形態を大きく変えました。この変化は一時的なものなのか、これを機に仕事の在り方そのものが大きく変わっていくのか、この一年と少々の期間を振り返りながら考えてみたいと思います。

その前に今回猛威を振るっている新型コロナウイルスや感染症とはいったいどういうものなのか、私は全くの無知だったので少し本で調べた結果もご紹介します。

新型コロナウイルス感染症

体内に病原体となる微生物が入り込んで増殖することを「感染」といい、感染によって引き起こされるさまざまな疾患を総称して「感染症」といいます。病原体にはサイズによる分類として「寄生虫」「カビ」「細菌」「ウイルス」があり、最も小さいのが「ウイルス」。コロナウイルスのコロナは、ウイルスの表面に特徴的な突起があり、その見た目が王冠によく似ていることから、ギリシャ語で王冠を意味するコロナという名前が付けられたそうです。

新型コロナウイルスの新型というのは、人に感染するコロナウイルスとして従来から知られているものに６種類（4 種類のヒトコロナウイルス、SARS、MERS）のウイルスがあるのですが、今回のウイルスが新しい型のコロナウイルスだったことから新型と呼ばれるようになりました。正式なウイ

ルスの名称は「SARS-corona virus 2」、このウイルスによって引き起こされる感染症のことを新型コロナウイルス感染症（COVID-19）といいます。

新型といっても感染症の病原体となるウイルスや細菌などの微生物は、突如として地球上に現れたわけではなく、ずっと昔から存在していたけれども人類がそれに気づいていなかっただけで、もともとあったウイルスが「見つかった」ものに過ぎないそうです。では、なぜ「見つかった」のか、その理由のひとつとして考えられているのが「環境の変化」だそうです。新しい感染症の病原体の多くはコウモリなどの野生動物が保有しており、人間が接近しなければ感染することはないが森林を開発するなどして環境を変えると人間と動物との距離が近づく。その結果、それまで知られていなかった病原体に触れる機会が生じ感染症を引き起こす。こいう理屈だそうです。だから、今後も今回のようなパンデミックは繰り返し発生すると科学者は考えており、現に歴史上パンデミックは繰り返し発生しています。

過去のパンデミック

調べてみると確かにパンデミックは大昔から数多くあったようで、みなさんも高校生のときに世界史の授業で習ったのを覚えておられる方もいると思いますが、14 世紀にペスト（黒死病）が大流行して、当時の西ヨーロッパの人口の約３分の１の人々が亡くなっています。２０世紀以降だけでも５回のパンデミックが発生し、全世界で多くの方が死亡（括弧の人数は日本の死者数）しています。大地震と比べてもパンデミックの被害がいかに凄まじいかご理解いただけると思います。

1918 年～1920 年	スペイン風邪	２千万～５千万人（約 39 万人）
1957 年～1958 年	アジア風邪	100 万～400 万人
1968 年～1969 年	香港風邪	100 万～400 万人
2009 年～2010 年	新型インフルエンザ	10 万～40 万人
2019 年～	※新型コロナウイルス	313 万 4956 人（1 万 125 人）

〔※2021 年 4 月 28 日現在、ＮHK 調べ〕

1995 年 1 月 17 日	阪神・淡路大震災	死者 6,435 人
2011 年 3 月 11 日	東日本大震災	死者 19,747 人

予定していた家族旅行を中止

我が家では私の退職を１年後に控え、大学生の娘が就職活動で忙しくなる前に家族旅行をしようと昨年（2020 年）3 月に北海道旅行を計画していました。妻が慣れないパソコンで飛行機やホテルを出発の半年も前から予約し家族みんなで冬の北海道旅行を楽しみにしていました。

今回の新型コロナウイルスは、2019 年 12 月に中国の湖北省武漢市で確認された原因不明の新型肺炎が、春節（旧正月）前の帰省ラッシュによって一気に中国全土に広がり、翌年の３月には世界中に広がり、同月 11 日には世界保健機構（ＷＨＯ）がパンデミックを宣言しました。

当時の私の手帳を見ても、２月中旬ころまではいつもと変わらない生活を送っていましたが、２月の下旬ころから北海道の札幌市で感染者が急増し始め、保育園に勤める妻が、旅行に行って感染し保育園の子どもたちに移したら生死にもかかわる大変な事態になるので止めようと言い出し、それはそうだと出発の直前に旅行を中止することにしました。

直前のキャンセルだったので高額なキャンセル料を支払うことになったのですが、その数日後にはキャンセル料はお返ししますと旅行代理店から連絡がありました。政府が観光業界の支援に本格的に乗り出したからでした。３月２４日には東京オリンピックの延期が決定され、今回の感染症はちょっと違うぞと職場のみんなが感じ出したのはこのころだったような気がします。例年であれば職員全員が参加して行われる用地部の送別会も中止になりました。

一変した職場の雰囲気

コロナ前と何が変わったか。それは管内事務所から職員が会議や打合せをするために広島に来なくなった。逆も然り。事務所の職員が打合せに来れば、それだけで部内はガヤガヤ、ザワザワして活気があり、その日の仕事が終われば打合せに来たメンバーと一杯飲みにも行っていましたが、部内は一転して静かになりました。また一定数の職員が常時自宅でテレワークをするようになったのでより一層静かに感じました。

コロナ前でもＴＶ会議は行われていましたが、専用の部屋や機器が数少なく予約制だったこともあり、それほど活用されていませんでした。しかし、スマホやパソコンを利用して会議や打合せができるように設備が急速に整備され、オンラインで相手の顔を見ながら打合せをするのが当たり前になりました。

コロナ後は働き方が変わる

新型コルナウイルス感染症は変異株が猛威を振るい感染者が急増し、現在（2021 年 4 月）第４波の状況にあるといわれていますが、ワクチン接種も始まったのでいずれは終息すると思います。しかし、終息後に見える景色はこれまでとは全く違ったものになるような気がします。

今回のコロナの脅威を経験して、私たちの仕事の仕方、働き方が変わっただけでなく、仕事や働き方に対する意識も変わった、あるいは変わるような気がします。

会議や打合せの度にしていた出張は人数も含めてより精査され、会議の時間もより短縮された密度の濃いものになるでしょう。テレワークの導入は子を持つ職員には子と触れ合う時間を増やしその養育を容易にし、夫婦が共働きをしやすい環境を作ることに繋がるでしょう。実家にいる親の介護を遠距離でしている職員は、実家でテレワークをすることができれば介護に対する負担は精神的にも肉体的にも経済的にも軽減されるでしょう。テレワークを導入すると常に一定数の職員が職場にいないことになりますから、全員が同じ場所で何かをする、例えばこれまで会議後のアフター５に全員が参加していた懇親会のようなものはなくなるか、その回数は極端に減るでしょう。

コロナ後も変わらないもの、信頼関係は直接会わないと築けない

公共事業の用地取得の仕事に長年たずさわってきて考えさせられることがあります。地権者はなぜ土地を売ってくださるのか、建物を撤去することに応じてくださるのか。事業が公共の利益のためになるからなのか、正当な金銭補償が行われるからなのか、内心では不満でも自分だけが反対していると周囲に思われたくないからなのか、反対しても最終的には収用されるからなのか、かねてから手放したいと思っていたからなのか等々。

地権者それぞれに様々な理由があると思いますが、用地取得を担当する職員（用地職員）と地権者との信頼関係の存在というのは決して小さくないと思うのです。

こういうことがありました。１５年以上休止していた事業を整備局が引き継ぐことになり、かねてから事業に反対していた地権者に事業への協力を得るべく整備局の職員が自宅を訪ねても敷地内にすら入れてもらえない。毎月訪ねても追い返され話の糸口さえつかめない。こういう状態が数年続きました。

なにか手掛かりはないか。

事業休止期間が長いため当時の担当者はすでに退職しており、前の事業者が作成し整備局に引き継がれていた分厚いファイルに綴じられた用地協議記録を読むことにしました。

親族、地元金融機関、地元自治体の首長などいろいろな人を介して事業協力をお願いしている記録がありましたが結局ダメ。何回か読み返しているうち、その地権者の説得に当たった人の中に地権者が信頼を置いている人物がいるのを見つけました。その人は当時お隣の県で水道工事の会社を経営する社長さんで前の事業者の依頼を受けて説得に当たったことが書かれていました。

結局は説得できなかったようでしたが、３～４年分の用地協議記録の中に説得に当たった人物として５～６回も登場してきたのはこの社長さんだけでした。

ほかの方は１回か多くて２回でしたので、この人はほかの人とは違う何かがあるのかもしれないと思い、ダメ元でその社長さんに電話をしました。

数日後に用地課長の私と技術担当課長の二人で会社を訪ね、説得に当たった当時の状況をお聞きし、改めて協力要請をしたところ、「何年も会ってないけど、来月ちょうど地権者のいる町に行く用事があるので話をしてみましょう」と快く引き受けてくれました。社長さんの会社はその後も数回訪ね、説得状況をお聞きしました。

結局、その社長さんの説得によっても地権者は整備局の職員に会ってくれることさえなかったので土地収用法の手続に進みましたが、事業認定の告示後に自ら進んで契約に応じる意向を示してくださり円満に契約、一件落着となりました。

事業者である国が法的な手続に着手したことが地権者のその後の行動に影響を与えたことは否定できませんが、地権者の気持ちを変えたのはそれだけではなかったと思います。

人間は感情を持つ生きものです。その地権者は追い返されても毎月のように自宅を訪ねてくる整備局の職員を馬鹿なやつだとは思っていなかったはずです。

いくら仕事とはいえ気の毒だと思う気持ちが心のどこかにあったと思います。

最後は根負けしたのだと思います。

また損得抜きに手弁当で説得に来た社長さんのことを地権者は尊敬し、説得に応じなかったことを心苦しく思っていたのではないかと思います。

なぜそう思うのか。理由は２つ。

一つはその地権者はあれだけ長い間面会すらしてくれなかったのに、わざわざ奥さんを連れて遠距離を自ら車を運転し整備局の事務所を訪ね、笑顔で契約する意思表示をしてくださった。普通であれば契約する意思があることを相手のところに出向いてまで表明したりしないでしょう。

二つ目は数年後、事業の完成式典に事業に協力していただいた大勢の地権者や関係者をお招きしたのですが、式典会場に来られたのは社長さんだけでその地権者は来られませんでした。

でも社長さんは式典当日の早朝、地権者の自宅を訪ねお互い再会をよろこび合ったと会場にいた私に話してくれました。

社長さんの話ぶりを聞いていてお二人が敬意をもってお付き合いをしている様子がよくわかりました。

この事例は極端な例かもしれませんが、電話や手紙だけで契約まで持ち込むことは絶対にできなかったでしょう。また、地権者は事業者と面会することを拒絶しているわけですから、オンライン方式によるコミュニケーション・ツールを使うことなどを考える余地もありません。結局は担当職員の地道な努力が相手の心を動かし、相手の信頼を勝ち得たからこそ契約することができたのだと思います。

つまり、用地交渉などの相手の心の機微にかかわる仕事はコロナ後もコロナ前と何も変わることはないだろうと思います。人の心は人の心でしか動かせない。

人間は感情を持った生き物ですから機械で人の心を動かすことはできないのです。

最後に

感染症が今回ほど広い範囲でしかも長期間にわたって人類の脅威となったのは世界中で猛威を振るったスペイン風邪（1918～1920 年）以来のことだそうです。

私たちはまさに 100 年に一度の困難な事態に直面しています。

新型コロナウイルス感染症が終息する目途はまだ立っていませんが、用地の業務に携わるすべての皆さんが一日もはやくコロナ前の平穏な生活に戻れることをお祈りしています。

ありがとうございました。



「イカ釣り！」

復建調査設計株式会社

中　矢　　崇

私は３年ほど前からアオリイカ釣りが趣味で、秋のアオリイカ釣りを毎年の楽しみにしています。

アオリイカは、秋には胴長１０㎝以上までアオリイカの新子が育ってきて、餌木（エギ）で数釣りが楽しめるシーズンに突入してきます。

釣り方については、エギングと呼ばれるスタイルで、全国各地アングラーで賑わい、秋本番の１０月中旬にかけて数釣りが楽しめ、１０月下旬から１１月中旬にかけては、数よりサイズ狙いに移っていきます。数釣りが楽しめる時期のサイズは胴体が約 20 ㎝から 25 ㎝で、重さは約５００～６００ｇのイカが多く、１㎏近いサイズや１㎏オーバーを狙えるのが晩秋のエギングで、１２月になると水温低下と海が荒れる日が多くなるので、シーズンオフになっていきます。したがって、秋口から２、３週間が、数釣りを狙える絶好のアオリイカシーズンになります。

ここで餌木（エギ）の歴史に少し触れたいと思います。餌木は日本古来のルアーと言われており、起源にも諸説ありますが、漁師が松明（たいまつ）を持って船上で作業していた時に、松明を海中に落としたところ、それにイカが抱きついたことから始まったとされているようで、明確な文献は残っていないが、奄美大島で発祥し、江戸時代中期から末期にかけて種子島を経由して薩摩に伝わったのではないかと推測されているようです。

現在では多くの餌木が開発されており、基本的に外観はエビに似せた形や模様を施し、プラスチックで形成され、これに金・銀・マーブルなどのカラーテープを貼り、更にその上から各色の布を貼り付けているものが主流となっています。更に操作時にラトル音を発生させてイカを誘うタイプの餌木も存在します。

餌木の色に関しては多くの説があり、正確なことは経験により構築されるものらしく、海の濁り具合や空模様、天気などによってイカへのアピール度が違うと言われているようで、それぞれのシチュエーションで見えやすい色が違うため、現在も多くのカラーバリエーションが各メーカーで開発され続けており、実際に釣具屋に行って餌木を買う際には、カラーバリエーションが多すぎて、どの餌木を買えばいいのかいつも迷います。といいながら、初めてイカ釣りに行った時に釣れた、同じカラーの餌木をいつも買ってますけど(^^♪

ちなみに鹿児島県歴史資料センターには当時の餌木が収蔵されており、奄美では大型の魚型で、薩摩では小型になり、時代が下るにつれて細いエビ型になったり、焼き付けによる模様付けが行われるなど、現在のものに近づいていく様子が分かるそうなので、興味がある方は是非一度足を運んでみてください。（私は美味しく食べられる分だけ釣って、楽しくエギングができれば、十分満足な

ので遠慮させていただきます！！）

私が釣りを楽しんでいる場所は、日本三景にも登場する宮島（厳島）に近い瀬戸内海で、宮島のシンボルともいえる厳島神社を思い描き「イカよ、釣れろ！」願いながら、餌木を海面へ投じています。（神頼みとも言いますが...）

私が釣っているポイントは、アオリイカが好んで生息としているといわれている海草が多く育っている場所まで船で移動しています。イカのご機嫌や環境の変化によって、簡単に釣れるイカもいれば、なかなか気難しいイカもいて、キャストポイントを変えながら、かつ、餌木を海中でうまく動かすなどのテクニックも必要となる場合があります。そんなイカに対してアタリやアワセを楽しみながら、イメージどおりに釣れた時の喜びは格別なものがあります。

餌木は、エギングの釣法として底まで沈めることが多いので、餌木が海底の藻や障害物に引っかかり、そのまま海中に残ってしまうことがあり、他のルアーでも同じような問題はありますが、特にエギングでは底を意識した釣り方になる分、ロストされる餌木が多いのは環境汚染の観点からあまり好ましいとは言えません。仮に引っかかったとしてもすぐに諦めずに船を動かして回収する努力を行っています。ここまで読んで頂いた方で、今もエギングを楽しまれている方がおられましたら諦めずに餌木を回収する努力もこれからエギングを楽しむ上で大切ではないかと思います！

最後まで読んで頂き誠にありがとうございました。







『判断と決断力』

株式会社　栗林設計

代表取締役　増野　広道

私は、学生時代から今でも趣味としてサッカーを続けています。
若い時分はプレーヤーとして、３０代半ばを過ぎた頃からは指導者として地域の子供たちにサッカーを教えています。
仕事に追われる日常の中で、週末休みにひと時でもサッカーに関われることが、私自身の心身をリフレッシュすることに一役かっています。

そういった中でよく考えさせられる事があります。
スポーツの種類にもよりますが、個人として、またはチームとして目指すべき目標達成に向かって日々努力している訳ですが、サッカーにおいてもプレーしている選手自身は常に判断を迫られ、自分自身で決断を下すことを求められます。
同様にスピーディな現代社会においても、『判断と決断』をする場面が日々繰返し行われています。
その中で企業人として、指示待ちではなく、自分自身の判断力・決断力を求められていることが多々あるのではないかと考えます。

またこの『判断と決断』については、自身のチャレンジ精神と責任感が大きな要素を占めているのではないかと深く考えさせられます。
その中で企業の目指すべき目標に向け、一人ひとりが自らの意思でいくつもの選択肢（分かれ道）を判断し、進みたい道を決断しているでしょうか？
確かにこれには個人差・経験値・インテンシティーなど様々な要素が関わってくるのかもしれません。
しかし将来的に存続していける強い企業を目指すのであれば、そこで働く社員一人ひとりの意識として判断力を養わせ、決断させる責任感を教育できるような企業組織を構築していくべきであると考えます。

社員自身が判断した結果、上手くいくことより失敗することが多いですが、目標に向けてチャレンジした結果のエラーであれば、そのミスジャッジを次回に活かせば良いことでその判断したプロセスと責任感は経験値として個を成長させる源になります。
その経験値が増えることで、一人ひとりの成長が、企業組織にとっても財産となると考えます。
私は経営者であると同時に建築士でもあり、建築士としての技術の向上に努めています。
私自身も強い意志で判断し、責任をもって決断することで技術力を発揮することとなり、併せて会社の成長・発展にもつながると考えます。





補償業務管理士受験体験談

シンワ技研コンサルタント株式会社

小　椋　　実　穂

・受験の動機

補償業務管理士資格が用地調査業務発注における技術者要件となり必要不可欠であることに加え、自分自身のスキルアップを目指し、受講・受験を決めました。

また、会社が資格取得を積極的に後押ししてくれたことも大きな理由となりました。

・受験への取り組み

私は測量士補の資格を取得しているので、「土地調査部門」を「コースⅡ」で受験しました。専門科目研修と試験が免除されるとはいえ、初めて目にする共通科目研修用テキストのボリュームに愕然とし、研修終了後には改めて共通科目の範囲の広さに意気消沈しました。

普段私は仕事を終えると「食料品の買い出し、夕食作りと弁当の準備、風呂掃除、食事の後片付け、洗濯等」の一通りの家事をこなし、朝は子供の仕事の関係で３時過ぎに起床し弁当を用意するという生活リズムで日常を送っています。

このような生活の中、仕事と家事の両立に加え、試験勉強時間の確保は私にとって更なる重荷となりました。

圧倒的に時間が足りないと感じながらも、自分のペース（三カ年計画も視野に入れながら）で頑張ろうと、子供を送り出した後の朝４時から３０分～１時間程度を勉強時間に充て、「少ない時間でも、積み重ねる事で必ず結果は付いてくる」と自分自身を鼓舞しながら試験勉強を行いました。

筆記対策としては、過去問で傾向を掴み、解説も含めて知識を頭に詰め込む事をメインに取り組みました。口述試験前には、先輩方の体験談やＨＰを参考に対策を立て、口に出して話をする練習を行いました。

短時間ではありましたが、生活雑音の無い静かな時間に集中して勉強出来た事が合格へ繋がった気がしています。

・終わりに

令和元年度共通科目研修が終了した約１ヵ月半後に新型コロナウイルス国内初感染者が確認されました。その後、新型コロナの流行により発令された緊急事態宣言に伴い、筆記試験の半年延長が決まりました。

このような異例の事態になったにもかかわらず、直前準備講習を２度も開催してくださった鳥取県部会の皆様と受験のアドバイスや参考資料の準備等ご協力を賜りました諸先輩方に深く感謝を申し上げます。



補償業務管理士受験体験談

復建調査設計株式会社

溝　渕　　崇　史

弊社に入社して約 30 年が経ち、補償コンサルタント業務のうち特に土地調査部門について携わってまいりました。数年前に受験の経験はありますが、勉強時間があまり取れず、不合格となっておりました。動機については、発注業務における技術者要件とされており、上司の勧めもあって再度受験することとなりました。今回は新型コロナウイルスの影響で、試験日が変更となる事態もありましたが、受験についての体験談について述べたいと思います。

１．スケジュール

①共通科目研修　令和元年 11 月 25 日～11 月 27 日
②筆記試験　　令和 2 年 4 月 19 日　⇒（変更）令和 2 年 10 月 18 日
③口述試験　　令和 3 年 1 月 19 日

２．受験への取り組みについて

共通科目研修を受講した後、過去問が掲載されている問題集を購入しました。最初は理解できない箇所もありましたが、インターネットで用語の意味を調べ、理解を深めていきました。その問題集を基に、通勤時の電車内及び早朝出勤して勉強時間にあててきましたが、筆記試験の延期により勉強を辞めていた時期もありました。しかし、盆休暇を境に勉強を再開し、試験の 1 ヶ月前から平日 2 時間、休日は出来るだけ時間を取り、2 週間前からは晩酌も辞め、時間の許す限り勉強を行ってまいりました。

内容については問題集を 2 回ずつ解き、不正解の箇所を理解し、それ以降は不正解の箇所のみ再度解く事を繰り返し、最終的には全て正解となるまで根気よく行いました。

試験の前日には、前年度と前々年度の試験問題を解答して、試験に臨みました。

３．筆記試験について

分かる問題から解いていったのですが、過去に出題されていない問題等で意外と時間が経過し、見直しの途中で試験時間が終了しました。

４．口述試験について

自ら経験した業務内容の復習を行いました。また、インターネットに掲載されている体験リポートが非常に役立ちました。

今回の受験で、過去の合格者がどれぐらい勉強してきたのかを聞いて発奮しましたが、当然のことながら合格する自信が持てるまで勉強する事が大切だと感じました。また、新型コロナウイルスの影響で外出を控える必要があったこと、転勤で単身赴任となり時間が取れたことも大きかったと思います。

今後は補償業務管理士の資格に恥じないよう、更に精進して業務に取り組みたいと思います。

❖❖❖

登録部門の追加

会員番号	名　　称	追　加　部　門
7-38	サンイン技術 コンサルタント㈱	営業・特殊補償
7-160	日 発 技 研㈱	事業損失
7-157	昭 和 ㈱ 岡山営業所	総合補償

登録部門の抹消

会員番号	名　　称	抹　消　部　門
7-122	㈱泉コンサルタント	営業・特殊補償
7-53	㈱コスモ建設 コンサルタント	事業損失
7-131	㈱エイテック中国支店	営業・特殊補償
7-1	㈱エスティマ	総合補償
7-81	㈱サンワコン岡山支店	補償関連
7-144	㈱ヒロコン	営業・特殊補償
7-159	広建コンサルタンツ㈱	補償関連
7-97	㈱瀬戸内不動産 鑑定事務所	事業損失

新規入会

会員番号	名　　称	事　　項	入 会 日	摘　　要
7-169	㈱せとうち設計	入　　会	R2.9.16	物件、営業・特殊、 事業損失
7-170	鵬技術 コンサルタント㈱	入　　会	R3.4.1	土地調査、物件、 事業損失

❖❖❖

❖❖❖

支　部　だ　よ　り

◇　役員会等の開催状況

（１）　企画・広報委員会

第１回　令和３年２月１５日(月)
議　題　（１）・ホームページの点検等について
　　・支部報の編集方針等について
　　・その他

（２）　役員会の開催状況

第１回　令和２年４月１３日(月)
議　題　（１）令和元年度監査報告について
　　（２）第４３回通常総会の開催について
　　（３）本部会議等報告について
　　（４）その他

第２回　令和２年５月１５日(金)
議　題　（１）第４３回通常総会の運営等について
　　（２）本部委員会等報告について
　　（３）その他

第３回　令和２年６月２５日(木)
議　題　（１）令和２年度業務執行体制について
　　（２）本部委員会等報告について
　　（３）事務局からの連絡事項・その他

第４回　令和２年７月２０日(月)
議　案　（１）当協会への「入会申し込み」について（書面表決）
　　株式会社　せとうち設計

第５回　令和２年１１月５日(木)
議　案　（１）(株)せとうち設計・入会の承認について
　　（２）本部会議等報告について
　　（３）事務局からの連絡事項等について

第６回　令和３年２月４日(木)
議　題　（１）当協会への「入会申し込み」について（書面表決）
　　鵬技術コンサルタント　株式会社

第７回　令和３年３月１１日(木)
議　題　（１）令和２年度（仮）決算報告（案）および事業報告（案）について
（２）令和３年度予算(案)および事業計画(案)について
（３）本部会議等報告について
（４）その他

（3）西日本ブロック会議【中止】

中国支部が担当支部として、本部・北海道支部並びに西日本５支部が参加し、下記のとおり実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。
日　時　令和２年　９月　１０日（木）～　１１日(金)
場　所　島根県松江市　「ホテル一畑」

◇　中国支部ホームページのリニューアルについて（お知らせ）



《R3.3.31 までの TOP ページ》

・はじめに
現行の支部ホームページは、2009 年頃に開設されました。日常生活においても、今やパソコンやスマホは生活の必須アイテムとされ、また新型コロナウイルス感染予防を期としてWeb 会議、テレワークをはじめ、国を挙げてＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）に取り組んでいるところです。遅まきながら協会としてもWeb による会議、研修、テレワーク、動画の掲

載など、その波に乗り遅れることなく対処しているところです。
　また、一方で会員のメリットについても議論されており、その中で基準改正や補償に関する情報をより早く正確に周知することの意義などが挙げられています。
　そのツールとしてホームページは、協会と会員をつなぐ重要な手段として利用されていますが、現行のシステムにはいくつかの改善の余地がありました。
　前年度（2019）広報委員会を開催したときの訪問者は 78,570 人でした。
2009 年から 2019 年の 10 年間の数字ですが、その後 1 年余りで 2 万 7 千人余のアクセスがあり、現在では 105,000 人を超える状況です。
　閲覧者増加の理由としては、会員向けに業務上必要な情報を発信し、更新回数を増やしたことが要因と考えております。
　今後さらに閲覧者を増やし、会員サービスを増大させるためにもＨＰのグレードアップは必要と考えますが具体的には次のような課題を修正する必要がありました。

１．旧・ＴＯＰページにある下記の問題を修正する必要がある
　①ＪＣＣＡのアニメーションがＰＤＦ上のソフトのため、動いていない。
　②閲覧時のインパクトがない。
　③新着情報がＴＯＰページにない。
　④協会へのアクセス地図がない。

２．セキュリティが脆弱
　①ＴＯＰページからメールアドレスを削除して問合せフォームを作成する。

３．会員専用ページが充実していない
　①会員が望む情報を会員や各役員からリサーチする。
　②事務局からは、旬な情報、業務に利用できる情報、会員が望む情報を提供することを心掛け、閲覧者の増加を意識する。
　　⇒「行事予定表」「役員会」「過去資料室」「標準書/基準改正」「新着情報」のコーナーを作成する。

４．構成が解りづらく、使い勝手が悪い
　①各県部会のページがない。
　②県部会紹介の中国５県の地図がチープで、リンクの位置がずれている。
　③メニューの表示により、閲覧場所を迷わないように解決する。

５．協会のＤＸ（デジタル・トランスフォーマー）への対応
　①アフターコロナを見据えてＤＸへの移行を早める。
　　ＤＸ：デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital transformation）とは「デジタルによる変革」を意味し、IT の進化にともなって新たなサービスやビジネスモデルを展開することでコストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策を総称したものです。
　②YouTube やＳＮＳへの対応を検討する。
　③DVD 動画を張り付けて会員の研修利用を可能にする。
　④若者が手軽にアクセス可能なスマホ対応を検討する。

６．会員からの質問・意見コーナーを設ける。

①『お問合せコーナー』を作成する。



《リニューアル後の TOP ページ》

・むすび

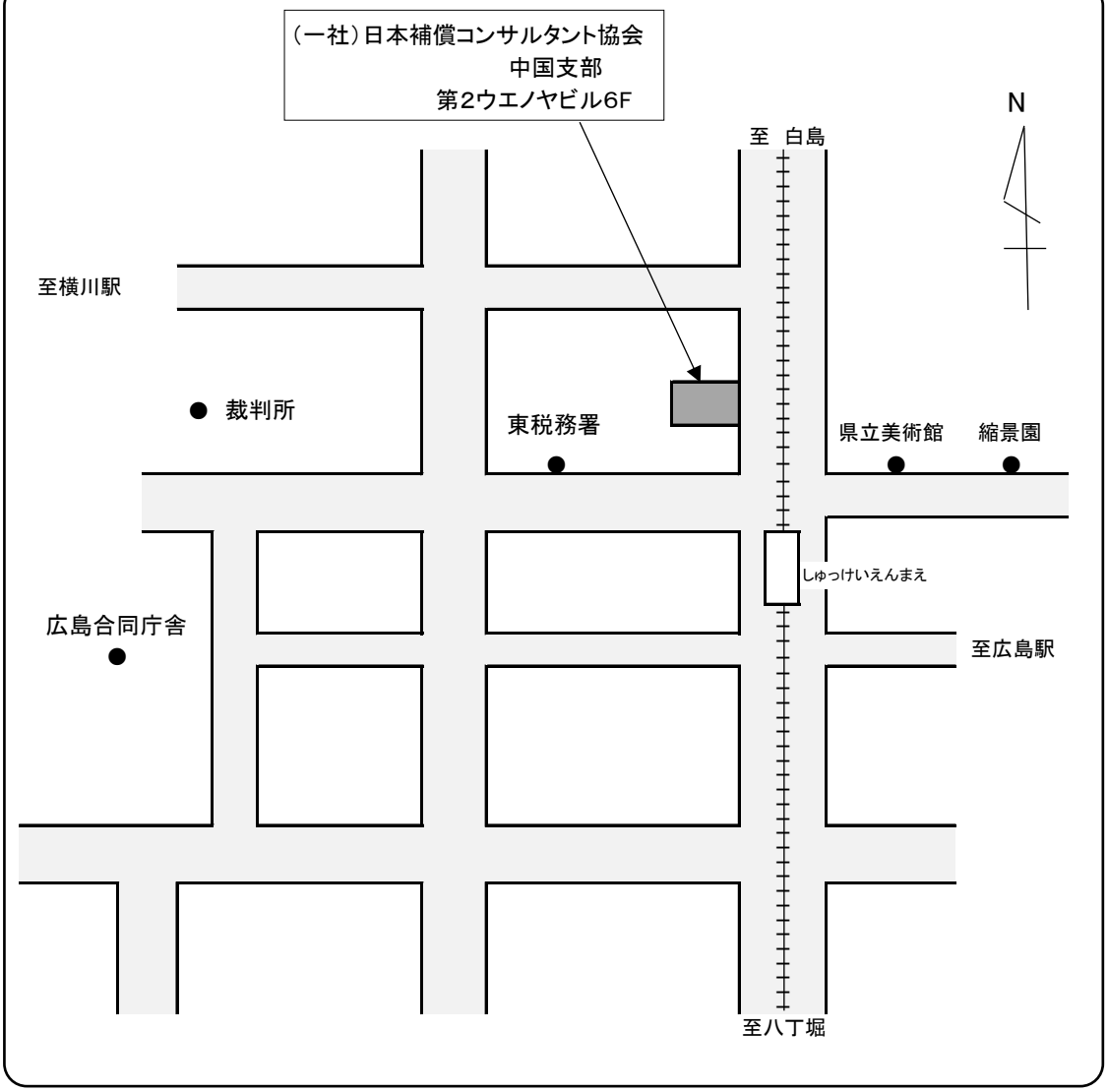
４月１日から現在のホームページにリニューアルしましたが、諸課題に全て対応できたわけではありませんので、令和３年度もさらに修正して行く予定です。

今後も皆様のご意見を伺いながら、より良いものに改善してまいりますので、よろしくお願いします。

◇支部報への原稿募集

・募集要領

原　　稿・・・ワード、JPG 等の電子データ
〆　　切・・・随時
テ　ー　マ・・・自由
（補償事例紹介、論評、コラム、趣味、写真、地元紹介等）
ＣＰＤポイント・・・補償コンサルタント業務に関する原稿は、Ａ４／１頁につき１Ｐを付与。
その他は１件につき１Ｐ付与。
原　稿　料・・・掲載された方には薄謝進呈
送　付　先・・・〒730-0012
広島市中区上八丁堀３番６号　第２ウエノヤビル６階
（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部
企画・広報委員会あて



中国支部報／第４０号　　発行／２０２１年６月

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会中国支部

〒730-0012　広島市中区上八丁堀３番６号　第２ウエノヤビル６F
TEL(082)224-5970　　FAX(082)224-5971

ホームページアドレス　http://chugoku.jcca-net.or.jp
中国支部メールアドレス chugoku@jcca-net.or.jp